

## 平成十六年度 農業総合研修会

日 時：平成十七年二月四日  
場 所：北農ビル19階 会議室

時節柄大変ご多忙の中又今日は悪天候の中、会員ならびに関係者多数のご参加を頂きましてまことにありがとうございます。又当研究所に対しましては、会員の市町村・農協・農業関連団体の力強いご支援と、行政・試験場・大学関係者のご指導・ご協力を頂いておりますことに、この場を借りて厚くお礼を申し上げますと存じます。

さて、WTO、FTAなど国際化の中で、日本農業は大きな転換期を迎えています。昨年からスタートいたしました米政策改革、そして食料・農業・農村基本計画の見直し。これらは日本農業の将来にとって極めて大きな意味を持っているわけでございます。

このような状況を踏まえ、この度の研修会のテーマは、品目横断的支援策、経営所得安定対策などのあるべき姿についての議論の場と致したいと考えております。基調講演では食料・農業・農村政策審議会企画部会でご活躍の留萌支庁長の西山様をお願いいたします。西山様には大変ご多忙な中、時間を割いていただきまことにありがとうございます。いわゆる中間論点整理以降の動向について、ホットな情報もお話いただけるのではないかと期待しております。

また、引き続きましてパネルディスカッションを予定しております。パネリストと致しまして、農協青年部の平会長、農民連盟の末藤副委員長、そして研究者の立場から北海道武蔵女子短期大学の松木先生にご参加を頂きまして、コーディネーターを当研究所の太田原所長が務めるという形で進めさせていただきます。これまでいろいろな場面で、それぞれの立場で考え方を表明していらつやいますけれど、本日は北海道農業の発展のために、何を守り、何をどう変えていかなければならないのか、そのためにはどのような政策が必要なのかなどを、更に議論を深めていただきたいと考えています。

農業の現状は高齢化、担い手不足、そして農産物価格の低迷など課題は多いわけでございます。その中でそれぞれの地域で農業振興と地域活性化に努力されておられる関係者にとって、基本計画の見直しの推移、それに伴う具体的な政策については、期待とまた一方不安を持っているのではないかと思います。本日の研修会にこれほど多くの方がご参加下さったということはそれだけこの問題に対する重要性といたしますか、関心が高いその現れだと受け止めております。

基調講演

本日は限られた時間ではございますが、皆様の今後の活動にお役に立てればと考えている次第です。以上簡単ではございますが、皆様のご健勝と益々のご活躍をご祈念申し上げますと共に、当研究所

に対しまして、変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。開会にあたっての挨拶と致します。

(専務理事 宮田義行)

# 見直し「農業基本計画」体制下の北海道農業

北海道留萌支庁長

食料・農業・農村政策審議会企画部会 臨時委員

西山 泰正

ご紹介を頂きました留萌支庁長の西山でございます。本日は一時間という短い時間で、資料（新たな経営安定対策と資源保全施策等のねらいとイメージ（22頁～52頁））に基づいてご説明をさせていただきます。すぐ資料の説明をしたいのですが、お話があった「食料・農業・農村政策審議会」についてお話をしてから、資料説明に入りたいと思います。

わが国の農政の方向というのは、昭和三十六年に農業基本法が制定され、それによって変わって平成十一年七月に食料・農業・農村基本法が制定されたわけです。この法の下に、五力年間の基本計画というものを作っていかなくてはならない。その計画に基づいて施策の推進が図られているというわけです。これが十七年から今度の五力年間の基本計画となり、一昨年から見直しの作業がスタートし

西山 泰正（にしやま やすまさ）氏



昭和 23 年 大阪府大阪市に生まれる  
 昭和 48 年 大阪府立大学農学部卒業  
 昭和 59 年 北海道中央農業試験場技術連絡室長補佐  
 平成 8 年 北海道企画振興部地域振興課長  
 平成 10 年 北海道農政部農産園芸課長、農政課長、総合  
 ～ 15 年 企画部地域振興室長歴任  
 平成 15 年 北海道農政部長  
 平成 16 年 北海道留萌支庁長  
 現在、食料・農業・農村政策審議会企画部会臨時委員として活躍中。

ております。

その見直しには三つの大きな課題があります。ご承知のとおり、品目横断的政策への転換というのが一つです。それから担い手農地制度の見直しが二つ目です。もう一つは農業の環境・資源保全政策の確立について重点的に取り組む必要があるということで、当時の農水大臣から計画変更の諮問がされております。審議会はこのテーマに因應するために、企画部会におきまして、これらを巡る情勢分析或いは重点課題を中心に検討すること致しまして、昨年の一三〇日を皮切りに、直近では先週ですが、本年の一月二八日まで二六回に涉つて議論が重ねられました。審議会の企画部会のメンバーは、正式の委員が一四名、臨時委員が私を含めて四名、専門委員が七名という二五名の体制です。学識経験者や消費アドバイザー、農業団体、自治体の長、それから道県庁の職員、日本経済団体連合会、外食産業、農業者と多士済々のメンバーでございます。企画部会の部長は北海道にも居られました、生源寺東大教授です。

これまでの経過ですが、もう皆さんご承知の通り、昨年八月六日に中間報告が取りまとめられております。その取りまとめまで一五回の部会議論がありました。四月一日から農政部長から支庁長ということになりました、今年で役目を終えるということになり、やっと二足の草鞋を脱げるんだなと思っております。ただあと三回か四回ございまして、残りの僅かな間でございますが、北海道からの委員としての務めを果たしていきたいなと思っております。

さて、先ほど申し上げた重点三課題、これが実は二五名の委員の間できちんと意見が統一されているのかというと、まだ様々な意見が交わされています。ただそろそろゴールに近づいていますので、収束されるのではないかなという感じはしています。私は委員なので二〇数回出ております。国の税金を使って北海道のことをPRしなければなりませんので、私も相当いろいろなことを発言しております。発言要旨は資料の最後の方に付いています。私が話した内容を簡単にメモしてあります。もし時間があれば説明しますし、時間が無ければパネルディスカッションでお話をしたいというところがございます。時間がありませんので前置きはこれで終わりますが、まず説明にあたりまして、今日用意したこの資料は全国の説明用の資料ということで国が準備をしている資料です。非常によくまとまっていますので、これで概要を説明したいと思えます。この資料は全国ベースのもので、北海道版ではありません。北海道に関係無い部分も同じ濃さで書いてありますので、これからこういう資料は、今後道庁の農政部の然るべきセッションできちんと北海道バージョンを作って皆さんに説明をされるだろうということを、ここで期待を込めて言っておきます。

それからこれはまだ部会議論の途中ですので、現時点の情報を取りまとめていると受け止めて頂きたいということになります。私も北海道バージョンで話せばいいのですが、国の臨時委員でもあり、部会での議論を正確に伝えるという義務もございいます。一応全般にまた総花

的な説明となることをお許しをいただきたいと思っております。資料の右下に頁が入っています。これから私が頁数を言う場合はこの右端の頁に沿ってお話をしたいと思えます。

まず一つは、この資料を見て下さい。それから三月に最終的な基本計画というのが策定されるのですが、一番関心が高いと思われる、品目横断的な経営安定対策。これについては、例えば三月に基本計画が策定されますけれども、支援する水準、品目横断の経営安定対策では一〇％当たりいくらくらいの支援水準なのか、直接支払額の対象者というのは、つまり担い手の条件というのはそういう数値的なもので出てくるのかということがやはり皆様興味があるわけです。しかし今回の基本計画の三月策定時には、そういうものが出される事はありません。十九年産からこの経営安定対策が導入されますので、その導入に向けて今年の夏から秋にかけて予算化をしていく過程で策定されます。その段階じゃないと、具体的なものが制度設計としては出てこないということになります。そのことが一頁目にあらかじめ断り書きがされています。

### 担い手育成の必要性（資料2頁参照）

先ほど申し上げました三つのテーマの最初、担い手政策から説明致します。まず担い手の育成を急がなければ、日本の農業の構造改革、強まる国際規律に対応が出来ないという認識の下で、構造改革の立





ち遅れが謳われています。国内的には平成十二年に、全国で暴幹的農業者が二〇九万人います。七五歳未満の暴幹的農業従事者に、一〇年間単純に加齢をすると、全国では平成二十二年に一一七万人と、約半数まで減少する。

農地面積もこのままいけば、平成二十二年には約四五〇万畝という数字になります。これは平成十五年の四七四万畝からほぼ十勝と同じ農地面積が減少するという状況がくるということです。

全国の水田地帯では、集落が約八万集落ございます。その中で主要農家のいない集落がなんと半分もあります。

そういう構造改革の立ち遅れの中で、土地利用型農業におきまして、経営の規模拡大が遅れています。このまま国内農業の生産構造の脆弱化が進めば、食料の安定供給や地域経済社会の維持発展に重大な支障が生じます。つまりそのために構造改革の推進がきわめて重要です。

その次はWTOによる貿易グローバル化の流れです。WTO交渉では、我が国の主張を最大限反映するよう国が努力するのは、当然のこととしておりますが、昨年七月の大枠合意で、生産過剰、生産刺激的な国内支持を段階的に削減するということが、自由貿易促進上、国際的に必須の条件となっております。これに対応出来る国際競争力のある農業を構築しなければなりません。

次に消費者ユーザの要請を踏まえた食料自給率向上の必要性で、自給率向上を図っていくために、ただ闇雲に増産を図るのではなく、

生産量或いは品質面での需要に応じた生産ということは言うまでもないことです。そして地域農業の脆弱化により農業の有する多面的な機能の維持が出来ないということから、地域を支える中心的な役割を果たす担い手の育成、或いは地域ぐるみの体制整備が急務です。このため効率的、安定的な農業経営が農業生産の相当部分を占める、強い農業構造を構築しなければならないのです。目指すべき方向の中で、担い手育成政策の推進となりますが、その基本的な考え方が出ております。

これまで農政の体系上明確に区分されていなかった産業政策と地域振興政策を区分しましょう。産業政策として対象となる担い手の明確化をしよう。更に施策の集中化・重点化をしていくということです。この場合の担い手は、効率的且つ安定的な農業経営およびこれを指して、経営改善に取り組む個別経営という一つの括りがございします。もう一つは、一元的に経理を行っており法人化する計画を持ち、経営の実態があり、将来発展が見込まれる集落営農が基本となるといふことを記述してあります。

とりわけ集落営農の考え方は、審議会の企画部会で議論の経過を聞いていますと、水田地帯のためのもので、府県の兼業農業地帯対応と位置付けされたのではないかと思っております。

現行の基本計画では、ここには書いてありませんけれども、四〇万の効率安定経営体ということが将来目標として示されております。今回の経営安定対策の対象がこの四〇万で、それ以外は排除される

というような誤解が全国であるようです。そうではなくてこの四〇万は、担い手の育成を出来る限りの努力で進めるといのが基本であり、意欲ある農業者には担い手になりつる道を開くという考え方で担い手を位置付けすべきです。国もそういう方向で、北海道としてもその為の施策を重点的に実施する必要があると考えています。

### 担い手育成のための方策（資料3頁参照）

担い手育成の方策です。先ほど担い手とは、効率安定的な経営を目指す個別経営と一定要件を満たす集落営農を指すと申し上げました。そうした中で現行制度の担い手を明確化する仕組みとして、市町村が地域の特性に応じて効率的且つ安定的な農業経営およびこれを指すものを認定する、認定農業者制度があります。

そこで担い手の育成をどう計るかということ、現在認定農業者数は全国で一九万人で、これが更なる経営改善をしていく。例えば規模を大きくしなければならぬ人は大きくするとか、経営の内面充実を図るといった取組みを促して将来の発展を支援するといった方向と、現時点は認定農業者ではないものの将来発展が期待される農業者には、認定農業者の認定を促進するということ、これを担い手として位置付けようということ、水田農業ビジョンでみます。水田農業ビジョンの担い手として位置付けられているのが今

二七万でございます。現在認定農業者となっていないものが一四万、農地利用集積対象者のうち、認定農業者とはなっていないけれども、市町村が将来育成すべきと考えている経営体が一九万でございます。そういうものが主な対象となるのではないかなと思っています。

もう一つの集落営農です。個別経営としては小規模であっても、一定の要件を満たすように組織化を計ったものを担い手として位置付ける。組織化というわけですが、その条件は規約を擁する法人化計画がちゃんとあって、目標所得が高く、一元管理をする経営実態を有し、発展の見込めるものという、非常に厳しいハードルを付けています。

集落営農は資料の下に数字も出ております。全国で約一萬の集落営農がありますけれど、実態は極めて千差万別です。単なる機能集団だとかきちとした機械利用集団など、そういうものを全部入れて一萬あります。制度的に位置付けられた特定農業団体が全国でいくつあるかというところは二〇しかありません。今申し上げた特定農業団体というのは、将来集落営農の要件を満たす候補者です。それが二〇しかないというところで、これをどう誘導していくかというのが、国や自治体、農業団体の大きな知恵の絞りどころになってきます。

それから作業受委託の取り扱いというのも、これから議論になってきます。転作地帯で麦・大豆の生産の多くが、こういう作業受委託のメンバーで担われていますけれども、今回の担い手という定義の中には、一部の作物のみの作業受託は、必ずしも経営全体を担っ

ているわけではありませんので、それは経営地帯としての実態を有する方向に発展していくように今後は、誘導が必要というふうなことも、これから取り組んでいかなければならないのです。

4頁は、現状の農業構造から見て、担い手をどう育成していくと良いかという事を図示した、道筋を示したものです。これは後で目を通していただきたいと思います。

5頁は「小規模農家や兼業農家の役割」です。さて今、担い手の二つの括りを言いました。しかしそこではない小規模農家、兼業農家、これは担い手になり得ない。つまり政策対象から外されるという点が指摘されています。そのため国では現状の個別経営を続けるよりも、農地を周辺の認定農業者の担い手に貸し出しをして、賃料収入を確保したらどうか、その方が有利ですよという試算が出ています。また、要件を満たす集落営農の構成員として参加したらどうか、そういう方向もあります。更に例えば有機農業・観光農業・きのこを使った複合農業といった高付加価値農業への特化という方向もあります。更に、自給的・生きがいの農業もある。そういう実態に応じて、多様な選択肢がありますよという表現が出ています。これからは、そういう多様な地域農業が展開されるということです。

次に6頁「地域における共同作業の役割分担」、7頁「事例・秋田県大館市 農事組合法人立花ファーム」を見ていただきたいと思います。北海道で集落営農という言葉が定着しているわけではありませんが、府県は先行的に定着している所があるので、資料6、7頁

は集落営農の組織化の留意点や、秋田県の事例紹介があります。これも後ほど目を通していただければと思います。

## 担い手に対する農地の利用集積の促進、体系的耕作放棄地対策の整備等

(資料8頁参照)

今まで申し上げたのは担い手対策ということですが、8頁は担い手育成の為に、農地制度そのもの見直しをしなければなりません。これは一月から噂々諺々の議論がございまして、やっと今通常国会に関連法が提出されます。その内容をざっと紹介したいと思います。

一つは農業生産法人への農地保有、合理化法人の土地売り渡し貸し付けと合わせて、一括金銭出資が可能となる制度の創設。更に、農地の売り渡し信託に加えて、今度は貸付信託を可能にするといった、農地保有合理化法人による農地の仲介機能を拡充して、個別経営の規模拡大を促進させるという制度の内容です。

株式会社農地のリース特区が全国で六〇数箇所展開されました。これらを踏まえて、耕作放棄地を対象として、参入する法人との協定締結によって農業目的利用の担保を確保して、市町村が農地をリースする仕組みです。この制度を活用して、例えば地場の建設業・食品加工業・外食産業などの参入が促進出来るということになります。

もう一つは、全国的に広がりが見えてくる耕作放棄地対策を体系的

にどう整備するかということですが、所有者への農地としての利用命令や、市町村による緊急管理です。例えば耕作放棄地があつてそれを管理しなくてはならない。例えば草刈りをしなくてはならないというような仕組みを、きちんと仕組み化して、更に農地所得の下限面積を一〇坪まで緩和するといった制度が、今回整備されることになっていきます。

9頁は農業振興地域整備計画の透明性をもっと高めようということですが、地権者だけではなく、地権者の周りの幅広い地域住民の声を反映させるという法律改正、制度改正です。市民農園を市町村・農協以外でも開設可能としたこともあります。もう一つ、たった三行くらいしか書かれていませんけれど、商法改正に伴って新たに人的会社形態として、利益分配方法を自由に定めることの出来る合同会社（LLC）という仕組みが追加されました。このLLCは、農地が取得出来る農業生産法人に位置付けをしましょうということと、こういう内容も打ち出されております。またそれ以外に農業生産法人が今までに民営の営業が出来なかったのが可能になるような制度の創設・見直しをしようとしているところです。

## 新たな経営安定対策（品目横断的政策）のねらい（資料10頁参照）

ここからが品目横断の政策についてです。まず現在の国際情勢の

下では、農業の生き残りを賭けた農政転換が急務です。というのは、ご承知の通りWTOの下で、関税など国境措置の引き下げ、生産刺激的措施を制限するという規律の強化があります。従って農産物貿易の拡大を図っていくという動きになっているわけです。

その為の具体的手段として、関税の一定の国境措置の水準を確保すること。このことは国の姿勢ですので、私も是非体を張って国の方よろしくお願いしたいと言いたいところです。しかし先ほど申し上げたように、国境措置の引き下げの中では限界があるのです。

もう一つ、土地条件に恵まれない我が国の農業の競争力を強化するということが、これから極めて重要になってきます。「コスト低減のため、消費者サイドのニーズをきめ細かく配慮して供給する」といったことや、技術と経営感覚に優れた担い手を育てるということ、もう当たり前ですが、先ほど申し上げました小規模農家の集落営農の参画により、広範な担い手作りということが大切であるということをごここで謳っております。

それでも充分ではないので、足りない部分を補う支援措置が、これからお話しする品目横断の政策ですが、この措置が国際ルールにも揺るぎのない緑の政策でなくてはならない。しかしながらスタート時、我が国はEUなどの先進国とは違い、先進国とはいわゆる品目横断、直接支払いの先行国とは違います。日本はまだスタートしていませんので、言つなければ初めての取組みとなるわけです。完全に

緑の政策ではない要素も入れながら、運転で言えば慣らし運転とならざるを得ないのがスタート段階だと思えます。しかし将来的には完全な緑の政策に向けた移行がされないとだめだところでは謳っています。

現在の支援措置は、生産量に直結をして、生産刺激策です。こういう制度は国際ルールでは削減対象となってくる。そして昨年7月末のWTO大枠合意でも、品目別の支援に上限を設けるということが盛り込まれておりました。現行の土地利用型で取り組まれている品目ごとの価格制度では持たない。つまり品目政策は、縮小か廃止が余儀なくされてしまいます。

まさに毎年の生産と繋がらない直接支払制度、つまりデカップリング政策にすべきである。担い手にとって、中長期展望の下で、後継者にも新規就農者にとっても安心して生き生きと経営が出来る制度設計というものが必要になってくるのです。

また制度導入にあたっては、国民が財政負担に納得が出来、かつ農業を産業として支える担い手を支援するために、バラマキとならない仕組みでなくてはならないのです。

## 新たな経営安定対策（品目横断的政策） のイメージ（資料11頁参照）

11頁には、そのイメージが出ています。品目横断的と称するわけ

ですから、土地利用型の個々の作物ではなくて、経営全体に着目した政策です。複数の作物の組み合わせによって、水田作と畑作について新たに導入しようとする仕組みです。尚、野菜と果樹と畜産といった専門的経営が主体の作目では、現行制度の見直しをしながら対応することによって、あくまでも土地利用型作物を取り組んでいくということです。

制度導入にあたっては、無条件で補填するというわけではなく、諸外国との生産条件格差の補填でして、いわば輸入品と生産条件格差が著しい土地利用型作物について、格差分を経営単位で補填するという仕組みです。従ってそのまま補填をするので、通称ゲタ方式、ゲタという呼び方をしています。

もう一つございます。これは収入・所得の変動緩和のための補填策です。現行の米の担経（担い手経営安定対策）や稲得（稲作所得基盤確保対策）制度で、価格下落時に経営単位に収入・所得の変動に応じて補填するというもので、波線をならしていくので、ならしと通称で呼んでいます。従って品目横断の政策はゲタとならしの二階建てという感じですよ。

12頁は、生産条件の格差是正の更に具体的なイメージです。まず対象となる作物は何だとなりますが、国境措置の水準から、生産条件格差が明らかとなっている品目、現時点では水田の麦・大豆、畑作の麦・大豆・てん菜・てん粉原料用馬鈴しょの四品目が想定されています。但し、てん菜とてん粉原料用馬鈴しょは、関係国との調

整、市場原理をこのような加工原料作物にどのように導入できるかという制度改正がまだまだ残っています。これからです。

そこで水田地帯では関心の高い米は、なぜ品目横断に入らないのかとなります。それは米は現在四百数十の国境措置が歴然としてあります。国内市場での輸入品との生産条件格差はないので対策の必要はない。更に生産調整により米以外の作物生産を促進している状況下で米の直接支払いを行なえば、ますます米が生産過剰に陥る。価格暴落を招くだけで、所得減少にも繋がる恐れがあります。

私が説明をする時に米の話はするのですが、畑作地帯では「なんだ四作物という中に雑豆は入らないのか」ということをよく言われます。これは米と同じです。特に小豆などで質問を受けるのですが、国では現時点では国境措置が効いている。国内市場においても畑作四品目のように、消費者負担や財政負担により一定の助成を行なって生産の維持を図っているわけではないので、これらはつまり雑豆は対象外とするということです。

次に品目ごとに格差の大きさが異なるということです。経営ごとに「品目別単価×当該品目の作付実績」を足しこんで、経営単位ごとに補填額を算定します。

更に緑の政策とするためにこれから申し上げることは、作付実績を過去の一定期間の面積で固定して、毎年の経営に於いて何を作ろうとも、何も作らなくても、一定の支援が得られる。これがデカッ





プリンクなので、こういう政策になるのです。

但しさつきも申し上げました。ヨーロッパのように先行地帯ではなくて、我が国は今回初めてスタートします。つまり慣らし運転をしなければなりません。生産せずに支援だけを受け取るという、捨て作りのようなモラルハザードが生じることが懸念されます。この防止策として、需要に応じた生産の確保や、品質のよい物についてはプレミアムを与えるという品質向上の促進を図る工夫が必要になってきます。補填の一部に毎年の生産量や品質に応じて算出するような方法も考えられます。

しかしこの仕組みは先ほども申し上げているように、生産刺激的な性格が強いわけです。従ってWTOの農業交渉の中では、黄色の政策として位置付けられる恐れがございます。よって緑の政策を中心とした政策体系の転換をしながら、この制度は一定の限度に抑えていくことが必要となってきます。

つまりゲタに相当する部分の一要素にこういった黄色の政策が入るので、その金額がどれくらいの比率になるのか。或いは黄色の政策をいつまで続けるのかという時限などがこれからの検討課題となるものと私は考えております。

収入・所得変動の影響緩和対策、いわゆる先ほど申し上げたならしの具体的なイメージです。これは対象品目が市場で価格形成される、そういう価格変動がある品目であって、ゲタをはかしても収入所得が充分でない品目が出てくる可能性がある。具体的には畑作四



品目、水田作二品目となりますが、いずれにしても生産条件格差の是正対策、いわゆるゲタが構じられますので、その効果が充分なら必ずしもならしの導入は必要ではないという場合も出てきますし、それらの政策の兼ね合いの中でどうするかを検討しなければならぬということになります。

経営単位で評価をすることになるので、「品目ごとの変動額×品目ごとの面積」を対象作物で合算をして、経営単位の補填額を算定するという方法が考えられます。しかし、国際ルールとの関係で、持続的安定的な運用に向けて様々な工夫がこれから必要になってくると考えています。

そこで資料には書いていませんが、水田地帯としては一番関心がある米政策大綱の下で今取り組んでいる。その関係はどうなるのか。これは十六年からスタートしたわけですが、制度が着実に推進するということが必要です。新たな経営安定対策の導入にあたっては、この米改革と充分整合性をとって進めることが肝心です。

それと米対策の制度と畑作の制度が、別々の年度にスタートするということにはならないと思います。十九年産からやろうという考え方ですので、それまでに米政策大綱の検証もしていかなければならないということになります。

13頁「品目横断的政策への移行のイメージ」は水田畑作の品目横断的移行のイメージ図です。左が現行、右が移行後のイメージ図です。移行が十九年ということなので、十九年産を右と考えて

いただいて、左が十六、十七年産、十八年産も入ります。左側に棒状の品目別の長方形部分があります。この全体が現在の収入です。

下が白抜きです。白抜きの部分が売上の部分です。網掛けの部分为消费者と財政負担の部分です。右側の売上と支援部分を見ると、三層構造で積み上げられている図式になっています。右側の網掛けの二重枠のななし部分と、さっき申し上げました収入変動部分と、その下の枠が二層に区分されています。網掛け部分がゲタで、そのゲタの部分が固定支払いとしての緑の政策の部分です。その下に当該年の支払い部分とあります。これはその年その年で変わります。私自身で可変支払いと言っていますが、可変支払いとしての、これが黄色の政策です。こういうものがミックスをされたイメージというふうに、現行と移行のイメージを抑えていただきたいと思っています。

14頁「品目横断的政策（諸外国との生産条件格差是正対策）のイメージ（大規模畑作の例）」は大規模畑作地帯のゲタ部分の図解です。つまり諸外国との生産条件格差部分だけの図解です。左が現行です。右が移行後です。例えば十九年産から制度がスタートとなるなら、十六年から十八年の三年間の西山なら西山の、品目別生産実績の平均値が経営単位に算定されて、網掛けにある緑の政策、これは網掛けになっていないけれど、ちょっと色のついていない部分です。緑の政策と、白抜きの当該年の黄色の政策、この二層構造で、西山とい

う者の直接支払いの額が算定されます。もちろん今申し上げました当該年の生産に基づく支払いというのは黄色の政策ですので、これをこれからどう続けるか。あるいはこの白抜き部分の当該年の生産に基づく支配の部分の比率、そういうものがどういう形で打ち出されるか。こういうものが今後の検討課題となろうかと申し上げます。

今後はこの仕組まれる内容について、関心を高めていかなければならないと考えています。

### 農地・農業用水等の資源保全施策の ねらい (資料15頁参照)

さて、ここまでで担い手農地問題と品目横断的経営安定対策の話が終わりました。15頁以下が資源保全施策、それから環境政策です。まず資源保全施策です。施策のねらいは、産業政策だけでは脆弱化に歯止めが利かない農村について、地域振興策をどう仕組むかに尽きるわけです。今現在進めている、生産基盤や生活基盤の整備についても、今後は農業者を含めた地域住民などの役割分担を明らかにしながら、政策体系を見なおして行かなければならないとここに記述されています。そこで過疎・高齢化で農業農村構造の変化が進む中で、農地農業用水などの資源は、国民共有の財産として捉えらるという視点が重要です。

なぜ資源保全施策が、今必要なのかについては、次の3点に整理されています。

まずここに書かれてある通り、農地・農業用水の保全管理体制が崩壊の危機にあるということです。府県の水田地帯のように、都市化・混住化によりこれまでの地域共同取組みによって維持されていた農村コミュニティが崩壊の危機に陥っているということが一つです。

次に、食料の安定供給を図るために、優良農地や水利施設を適切に確保する必要がある。これらの資源は、一旦機能が損なわれますと、復元に多大な時間とコストを要します。従って、生産力の保全なくしては、食料の自給力の確保も出来ないということです。さらに農村の自然景観の維持・形成に心えるためには健全な安全管理が不可欠です。従って、良好な状態で次の世代に引き継いでいくため、地域の創意工夫と多様な取組みによる新たな施策を必要としております。

### 農地・農業用水等の資源保全施策の イメージ (資料16頁参照)

具体的な施策確立に向けた検討方向。これは施策のイメージです。まず地域の実態調査を行なって、施策の有効性や実効性を見極める。検証しながら検討を進めるといふこととしております。これも三つ

のポイントで整理されています。

「地域共同」「多様な主体の参画」というのが基本です。具体的には一定のまとまりのある地域を対象に、農業者やその他の住民を中心に、JAや土地改良区などにより地域一体となった資源や環境の保全活動に取組む仕組みが考えられています。

今地域ではNPOや都市住民の方も参画するという場合もあるでしょう。こうした多様な主体が、一つの協議会を設置して頂いて、取り組もうとする活動を協定として明確にして進めるといふ、そういう進め方が考えられます。また、農村の自然や景観の保全などで新たな社会的要請にも応える仕組みということですね。

要件として、資源保全と合わせて生態系・景観・国土保全といった農村環境保全の取組みを誘導していくことが考えられます。そして支援の必要がある効果の高い取組みを対象を限定すると謳っています。国民の理解と納得を得つつバラマキとならない制度設計を検討するということですね。効果の高いとは、地域への貢献、農村振興の観点から、施設の長寿命化或いは環境や景観保全、多様な主体の参画等々、いろいろな要素を組み合わせた上で具体的な詰めを行なっていくということですね。

17頁は、「資源保全施策の導入に向けた手順」について整理がされており、

まず十七年度は何をするかということ、資源保全に関わる実態調査、手法の検討調査です。保全活動に対する掛かり増し経費とい

うか、コスト分の支援というのが必要とされた場合、これをモデル的に実証検討して施策どおりにもっていくということが考えられます。

そこで中山間地域の直接支払いに似たこの制度は、中山間地域支払いの平地版というような誤解もあるようです。これは生産条件の不利益・不整の中山間対策とは、そもそも資源保全の施策主旨が違います。但し中山間対策が対象地域の資源保全に寄与することも事実ですし、従って既存制度との重複を避けつつ、双方の制度の整合性がとれて存立する。そういう制度設計が求められています。

18頁はそういう意味での取組み事例です。先ほど申し上げました多様な取組みの事例です。

### 新たな農業生産環境施策のねらい

(資料19頁参照)

環境問題に対する国民の関心が高まってきている中で、農業生産においても適切な対応を取っていかねばならない。国民の信頼を得ていくということですね。農業生産活動による環境影響にはプラスとマイナスがあります。プラスの面としては、農業は本来物質循環に依存する産業である。環境と調和した産業といったことが挙げられます。ところがマイナスの面としては、製品の化学生産資材の不適正な使用。或いは農薬の不適正な利用によって、水質汚濁と

ということがもたらされるのです。家畜排泄物、廃プラスチックの発生といった環境負荷が生じていることも挙げられます。よってマイナス面を出来る限り軽減することが重要です。農業生産環境施策というのは、環境保全を重視した農業への転換と、より高いレベルの環境保全の実現を目指す農業者を育成していくことを目指したものであるとしています。

20頁は「新たな農業生産環境施策のねらいのイメージと具体化の手順」です。具体的には環境と調和の取れた農業生産活動の確保を図るために、農業者が最低限取り組むべき規範を策定しましょう。そして各種支援策を実施する際の要件として、農業者にこの規範の実践を求めることにしています。

規範の具体的内容としては、作物生産、家畜生産にかかる活動のうち、環境面への影響が大きい事項について、農業者自らが生産活動を点検して不備がある場合に改善するような取組みが想定されています。

そこで、点検の対象事項です。普及事業で進められております、基本技術の励行さえしていれば問題はないわけです。土地作りの励行、適切で効率的な施肥と防除、廃棄物の適切な処理と利用などが作物生産活動に伴うもの。家畜生産では、家畜排泄物法の遵守というものが想定されます。これらの点は十七年度三月までに有識者による規範の策定を行なって、十七年度以降に規範実践の各種支援策のうち、可能なものから要件化するという運びになって

います。

更に規範以上に環境保全への取組みが要請されている地域において、さでどいう地域かなということですが、審議会の部会でも議論になるのですが、要請される地域というのはやはり都市周辺の農地帯です。琵琶湖などは正にさうです。琵琶湖周辺の農業というのは、現在の適正な施肥、農薬を半分にするという取組みに対して支援策がとられています。

そういう地域の、環境の負荷を必然的に低減しなければならぬ地域において、環境負荷の大幅な低減を図るためのモデル的な取組みに対する支援の導入を検討することとしています。

このモデル的な支援というのは、水・自然環境保全の為、農業による環境負荷について住民から大幅な低減要請をされている地域です。環境負荷の大幅な低減が実現され、かつ今後そのことが普及として期待される取組み。こういうものを対象として支援策を導入することが想定されています。支援手法の導入に向けたスケジュールというのは、十七年から対象地域などについて検討するための調査に着手し、具体的な支援策を検討するとしています。

21頁は主要課題の今後のスケジュールです。これは総括的に整理されたものですが、担い手制度では、先ほども申し上げた集落営農の組織化。これは全国的な運動展開をしていかないと、今現在、一万の集落営農のうち二二〇ぐらいがそれに近い組織になっていますが、それではこれからの経営安定対策の担い手としては全国ベース

でカバーできないわけですから、集落営農をいかに全国ベースで、特に水田農業地帯で組織化をするかということにかかっていると思えます。

経営安定対策は十九年度からの導入に向けて、十八年の通常国会を経て、主要な制度改正をして十九年度産の営農活動前に間に合わせるということになっています。

そのため本年秋に、さつき申し上げた制度の詳細が具体化されるとしていまして、夏から秋が山場、ピークになって来ると思います。経営安定対策の具体的な内容は、そういう時期に非常にクローズアップされて来ます。そういう意味で行くと、なんだ十九年度産からではないかとなりますが、極めてスケジュール的にはタイトな状況にあると考える必要はないと思います。

資源の保全と環境施策は十七年度は予算化されて、調査事業が行なわれますので、それを経て十九年度から導入ということです。

以上が駆け足で説明してきました、今後具体化される様々な政策、三つの大きな政策が本道の実態に沿ったものとなるように、北海道が一丸となって取組んでいくことが極めて大切ではないかと思っております。

本日お集まりの皆さん方には今後とも国段階の検討状況を充分に注意をして頂き、道農政部には僭越ではございますが、意見要望をどしどし繋いで頂いて、そして農業団体と共に国に対して北海道の意見を申し入れてくれるものと考えておりますので、よろしくお願

いしたいと思っております。

あとQ&A「新たな経営安定と資源保全政策等の一〇の疑問」を載せてあります。後で参照願います。

末尾に資料を二つ用意しました。ご説明をしたいと思えます。

まず、「企画部会での発言要旨」(〇四・一〇五・一)「でありまず。ごく簡単にまとめであります。整理してみたら、昨年の一〇三〇日から終わりが今年の一〇二八日。私が拙く話した内容が赤裸々に書いてあります。私の発言のポイントをまとめたものです。

部会はそのような形でやるかということ、農水省の幹部がずらっと並んで、大臣がいたり副大臣がいたり、そういうレベルの人が出ていて、農水省の幹部の方がもちろんおられまして、常時一〇〇人近くのマスコミ関係者、財務省の人が顔を出したり、米国大使館の関係者も出席されているようです。どんな議論をするのか非常に注目しているのでしよう。

昨年二月に牛源寺部会長のお許しを頂いて、まずプロ農家が活躍して産業として農業が存立する地域が北海道であるということから、十勝のある町を事例として、関連産業、つまり原料作物を生産して加工していく過程での関連産業と、雇用規模というものを言めた産業的裾野の広がりというもの、数字で裏打ちをして説明させていただきますました。一枚ものの資料「北海道畑作(代表例としての十勝地域)の変遷」で、産業城下町という形の説明をさせていただきますました。三月に北海道が先行実施しております、クリーン農業の施策

充実のために、環境支払い制度の創設を打ち出すべきだということようなことを言っておりますし、多様な担い手の位置付けとか、農水省の補助金が、個別補助金ではなくて統合補助金にしたかどうか、ついでに株式会社農地の農地取得は慎重にあるべきだということようなことを言いました。

四月は、平さんがプロ農家論を力強く展開をされまして、私も席に座っていて、北海道の心意気を感じた次第でございます。

五月には、農地農用水等の資源保全施策についての、国の説明が水田農業に非常に偏りすぎているということに対して、厚かましくも留萌管内の事例を挙げながら、畑作や酪農畜産地域の資源保全政策の必要性を強く訴えました。農林水産省の所管している一次産業の存立こそが、我が国の地域の存続意義に繋がるということを申し上げて、今回こそ農林水産業に関わる地域横断的な直接支払いもそろそろ検討すべきではないのかということも申し上げました。正に農水省の出番でございますよということで激励発言をしたのですが、反応はありませんでした。しかし部会が終わってからは、今の石原事務次官がつかつかと私の所に寄ってきて、「いやいや、本当は西山さんが言っているようなことをこれからやらなくてはならぬのだ」と言いました。そういうことは、私にこそこそと言うのではない、会議の席上で言わないと記録に残らないものですから会議の席上で言っていたいただきたいなと思いました。

まあそれは別にして、七月に中間報告に盛り込まれる農業生産

環境施策は、今回は鳴り物入りで検討がスタートしたわけですから、EU先行の環境直接支払い制度に繋がるような書きぶりを求めたのです。しかし今回の中間報告の原案は事前に見ておりまして、何かお茶を濁すような内容でした。お茶を濁すといったら怒られますが、私も環境施策と地域資源施策を説明するのは非常に億劫なのです。例えば鳴り物入りでその施策を打ち出したらもっと、これからの日本農業をこういうふうにつなげていくという内容に書くべきだと思うのですが、そういうものではないのです。

私の説明の後の二つが、歯切れが悪いというのはお分かりだと思います。例えば、一〇％当たりどれくらいの支払い数字になるのかも、極めて厳しいのでしょうか、わかりませんけれども、ちょっと余計なことでした。

いずれにしても、環境直接支払いということなことをきちんと位置付けをして、そういう内容に中間報告を纏めるべきだということについては、不満を申し上げました。さっき申し上げたように、限定的な実験事業的なもので終わるようですので、残念です。

九月には、私の前の仕事が道産食品安全室長でございましたので、室員に悪いと思いついて、北海道先行の食の安全・安心の条例を設定しますよということをお願いしました。これは消費者委員から極めていい反応がありました。

十月に風水害がございましたので、新規就農者というのは担保が



非常に少ないわけです。そういう厳しい実態を、留萌の新規就農者の事例を挙げて説明をして、特段の支援策を創設すべきだと言ったのですが、体よく交わされました。このころ全国農業団体が、担手の特定はすべきでない」と、そして経営安定対策は幅広く支援すべきだと、何となくバラマキの方向にぶれるような動きが見られたので、ここで釘をささなければならぬと思います、能力とやる気のあるプロ農業者としての担い手に視点を当てた、そして国際ルールにも将来揺るぎのない緑の政策となるような制度設計をするよう、強く訴えたところを述べます。

もう一つだけ言わせてください。

十二月七日に、私はこれまでの主張を改めて畑作地帯で訴えました。これが最後の頁の資料です。畑作地帯、とりわけ十勝農業の半世紀に渡る血の滲むような取組みを、私も感動したのですが、おとなりになった天間先生の力作、NHK出版の『離農』という本に事例を引っ張りながら、資料にございますように二〇分近くとうとう説明させていただきました。周辺の人からは飽きたと言われるかもしれませんが、厚かましく二〇分しゃべりました。しゃべったことは農水省のホームページに出ていますので、こんなことを話していたのかと感じ取っていただけるかと思えます。

最後です。十二月十四日に一四時五六分に留萌管内で地震が発生しました。発言しようとしている時に背中を叩かれまして、「支庁長、管内で地震ですよ」ということで、私はすっくと立って止む無く途

中退席をしたのですが、この時にもすごいことを言われました。「自給率が高くても経済的に豊かでない北海道云々」という言葉を経済関係の委員が、十二月十四日に言ったのです。私はそこで反論をしようと思ったのですが、背中を叩かれたものですから、反論しないで出てしまいました。

これは年を明けても反論しなければならぬと思います、企画部会の中に最初に手を上げさせて頂いて、「北海道を侮辱するな」というふうに申し上げました。こんなことを言いました。ちょっとかっこいいことを言ったのですが、僕はここに書いたことが、まさに今回の食料・農業・農村政策審議会の真髄ではなからうかと思えます。

東京の人の物差しで農業・農村を語らせたら、やはり東京の物差しです。それをやはりどこかで釘をさしたいと思って、一月二十八日先週、発言をさせていただきました。自給率論理もございまして、今日は十勝の人は居られないのだと思いますが、十勝のバイオエタノールが、要するに農業の食以外の利活用というものが、これからの日本の農業の自給力・供給力の確保というもので、非常に重要ではないのかということと、二酸化炭素削減条約の発効に伴って、これからは農業の役割は非常に大事だと、自給率・自給力というのはもっと幅広く検討したらいかかかかというような厚かましい発言をいたしました。

（清聴どうもありがとうございます。）（拍手）



**新たな経営安定対策と資源保全施策等のねらいとイメージ****－ 新たな政策体系の構築に向けての現時点での考え方 －**

- 担い手育成の必要性 . . . . . 2
- 担い手育成のための方策 . . . . . 3
- 担い手に対する農地の利用集積の促進、  
体系的耕作放棄地対策の整備等 . . . . . 8
  
- 新たな経営安定対策(品目横断的政策)のねらい . . . . 10
- 新たな経営安定対策(品目横断的政策)のイメージ . . . 11
  
- 農地・農業用水等の資源保全施策のねらい . . . . . 15
- 農地・農業用水等の資源保全施策のイメージ . . . . . 16
- 新たな農業生産環境施策のねらい . . . . . 19
- 新たな農業生産環境施策のイメージと具体化の手順 . . 20
  
- 主要課題の実施スケジュール(案) . . . . . 21

平成17年1月  
農林水産省

＜経営安定対策の今後の取り進め方について＞

「品目横断的政策」の対象経営については、企画部会の中間論点整理(平成16年8月取りまとめ)において、構造改革を推進する観点から、①認定農業者や一定の集落営農であって、②一定の規模を満たすもの、とすることが適当であるとされています。

これら基本的な事項については、基本計画に盛り込むべきものと考えています。

しかしながら、施策の実施段階で必要となる対象経営の規模や支払単価の水準などの具体的な要件は、19年産からの政策の導入に向けて予算化していく段階(今年夏～秋を想定)で確定させていくべきと考えております。

## 担い手育成の必要性

### 構造改革の立ち遅れ

- 農業従事者の減少・高齢化、農地面積の減少の加速化が進む一方で、特に土地利用型農業において農業経営の規模拡大に遅れ
- このまま国内農業の生産構造の脆弱化が進めば、食料の安定供給の確保や地域の経済・社会の維持・発展に重大な支障が生じるおそれ

### WTO等による貿易グローバル化の流れ

- 競争力のある農業の構築が必要。

### 消費者・ユーザーの要請を踏まえた食料自給率向上の必要性

- 生産量・品質面での需要に応じた生産が可能な「担い手」の育成が必要

### 地域農業の脆弱化により多面的機能の維持に支障のおそれ

- 地域農業を支える「担い手」の早期育成が急務

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を占める強靱な農業構造を構築する必要

#### 《考え方》

- 産業政策と地域振興政策を峻別
- 担い手を明確化し、これらに施策を集中化・重点化

#### 《担い手とは》

- ① 効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営
- ② 一元的に経理を行い法人化する計画を有する等、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展することが見込まれる集落営農

## 担い手育成のための方策

### 認定農業者の認定促進と規模拡大

- 認定農業者（19万）については、規模拡大等経営改善を図り、効率的かつ安定的な経営体へ発展
- ①地域水田農業ビジョンで担い手として位置付けられた者（27万）のうち認定農業者以外の者（14万）、②農地の利用集積の対象者のうち、今後育成すべき経営体として市町村が考えている経営体（19万）については、認定農業者の認定を促進

### 一定の要件を満たす集落営農の組織化

個別経営としては規模が小さい等の場合であっても、一定の要件を満たす集落営農を組織化し、将来、効率的かつ安定的な経営体へ発展

集落営農については、①規約を有する、②法人化計画を有する、③主たる従事者の目標所得が市町村構想以上である、④一元経理を行うなど、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展することを目指す（特定農業団体化、特定農業法人化）。

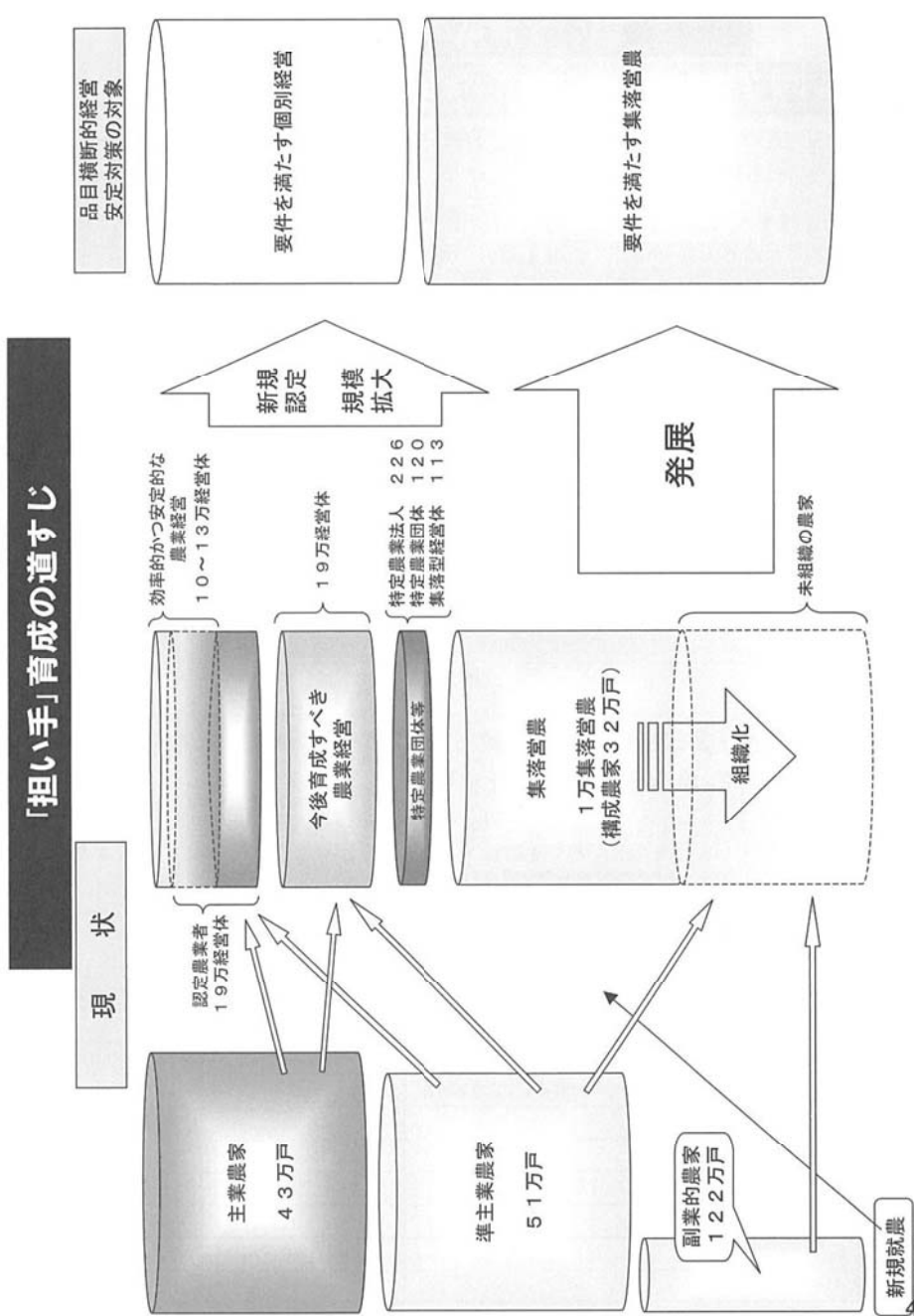
このため、農業団体、農林水産省、地方公共団体は、総力をあげて、担い手の育成、集落営農の組織化に努力

その際、担い手経営安定対策の16年産の加入状況は、加入件数で3万（1%）、加入面積は16万ha（10%）であるが、面積要件の8割水準を満たす水田経営面積が北海道で8ha（10ha×8割）、都府県で3ha（4ha×8割）以上の農家数及び水稲作付面積は、それぞれ16万戸（8%）、55万ha（34%）であり、担い手の掘り起こしの余地が十分にある。  
また、これらの者に対する農地の利用集積を加速化し、望ましい農業構造の実現を期す。

	全経営類型	水田農業ビジョン 27万
効率的かつ安定的な農業経営	10～13万※	
認定農業者	19万※	12万
今後育成すべき経営体として市町村が考えている経営体	19万	
地域合意に基づく担い手		14万
特定農業法人	226	
特定農業団体	120	
集落型経営体	113	} 1.5万
集落営農	1万（構成農家32万戸）	
その他（受託組織等）		

※重複あり

3



## 小規模農家や兼業農家の役割

### 副業的農家の所得

「副業的農家」は、農業所得はたった34万円（総所得の5%）。

1人当たり総所得では、副業的農家（208万円）は、農業で家計を支えている主業農家（186万円）に比べて多い状況。

### 担い手以外の農家の役割

兼業農家、高齢農家などの農家については、現状の個別の経営を継続する場合よりも有利な選択肢があることを踏まえ、地域における合意形成に基づき、地域農業において一定の役割を担う。

#### ① 農地を「担い手」に貸し、地代収入を得る

農地を周囲の認定農業者等の担い手へと貸し出す等により賃料収入を確保する（リタイア希望高齢農家、安定兼業農家（家計費は兼業所得で充当））

＜小規模農家層は、農地を担い手に貸し付け地代収入を得る方が得＞  
 稲作所得は、作付規模0.5ha未満は、1.6万円/10a、1.0ha未満では2.4万円/10a  
 担い手に農地を貸した場合、地代収入や不要額の合計は2.4万円/10a

#### ② 「担い手」たる集落営農に参加する

一定の要件を満たす集落営農の構成員として経営に参加する（不安定兼業農家（家計費の一部を農業所得で充当））

＜担い手たる集落営農に参加すると(例)＞  
 配当金収入4万円/10a、年 + 出役に応じた賃金10万円/年 + 経営安定対策の対象※  
 （※ 一定の要件を満たす集落営農の場合）

#### ③ 高付加価値農業を行う

有機農業、観光農業、複合経営（軟弱野菜、菌床栽培等）など高付加価値型農業により、相応の収益を得る

〔有機米価格5.9万円/60kg（通常の米1.6万円/60kg）〕

**地域における共同作業(水管理、草刈りなど)の役割分担****担い手の育成と地域における共同作業の維持を両立している事例は多数存在**

- 都市近郊、中山間それぞれの地域の実態に応じて集落営農を組織化。  
その中には、畦・水管理などの管理作業は全員が参加し、管理委託費を支払う例。
- 個別農家、法人経営においても、農地の出し手や近隣の兼業農家に対して、水管理などを委託し、委託料を支払う例。

**地域における役割分担に向けた合意形成の促進策**

今後、農業経営基盤強化法を改正し、農用地利用規程の中に、

- ・ 利用権の設定等を受けるべき担い手
- ・ 担い手以外の関係者の役割分担（水管理、草刈りなど）

を明確に位置付け、合意形成を促進



事例：秋田県大館市 農事組合法人立花ファーム たてはな

**特徴**  
 ○ 都市近郊地域において集落ぐるみで特定農業法人を設立  
 ○ オペレーターは少人数、管理作業は全員で実施

大館市基本構想

- 年間農業所得 (主たる従事者) 700万円程度
- 年間労働時間 (主たる従事者) 2,000時間程度
- 農地集積率 60%
- 経営指標 (組織経営体)
  - ・ 営農類型 水稲単一(3戸構成)
  - ・ 経営規模 水稲 30.0ha



## 担い手に対する農地の利用集積の促進、体系的耕作放棄地対策の整備等

### 担い手に対する農地の利用集積の促進

- ① 集落営農の組織化・法人化
  - ⇒ 特定農業団体化を促進し、特定農業法人の設立を支援
    - 集落の農用地利用規程において、
      - ・集落営農の構成員の役割分担等を明確化
      - ・担い手に対する農地の利用集積目標を明示
    - 特定農業法人等に対し、農地保有合理化法人による金銭出資を可能に
- ② 個別経営の規模拡大（農地保有合理化法人による農地の仲介機能を拡充）
  - ⇒ 農地の売渡信託に加え、貸付信託を可能にする等

### 株式会社等の農業への新規参入のための「農地のリース特区」の全国展開

- 現行のリース特区の評価
 

リース特区においては、地元の建設会社、食品産業事業者、NPO法人等が、市町村等の働きかけを受けて、余剰労働力の活用、地域振興、高品質生産、都市農村交流等の観点から、耕作放棄地等を活用して農業参入。地域においてはきちんと農業をやってくれていると評価。
- リース特区の全国展開（特定法人貸付事業）
  - ・耕作放棄地が相当程度存在する区域において、
  - ・市町村と参入法人がきちんと農業を行う旨協定を締結し、
  - ・市町村等が参入法人に対して農地をリース。協定違反の場合はリース契約を解除。

⇒ リース特区について、市町村基本構想に位置付けることにより実施可能に

### 体系的耕作放棄地対策の整備

- ① 体系的耕作放棄地対策の確立
  - ⇒ 農業の構造改革計画である都道府県基本方針、市町村基本構想に耕作放棄地対策を追加
- ② 耕作放棄地に対する強制的な賃借権設定
  - ⇒ 農業委員会の指導等に従わない耕作放棄地の所有者等に対し、地域の特定農業法人等に対する強制的賃借権の設定を可能に
    - ⇒ 耕作放棄地につき、所有者等に対する措置命令、市町村による緊急管理（草刈等）を可能に
- ③ 農地の権利取得要件の下限面積の緩和
  - ⇒ 耕作放棄地が相当程度存在する区域における下限面積については、最低10aまで緩和可能に

**農業振興地域整備計画の策定・変更手続の透明性の向上**

⇒ 農業振興地域整備計画の策定・変更時の公告において、理由を添付するほか、地権者だけでなく市町村の住民による意見提出も可能に

**生きがい、ホビー農業のための農地の利用機会の拡大**

・市民農園の開設につき、市町村との協定を要件に、市町村及び農協以外の者でも開設可能に

**商法、有限会社法改正に伴う農業生産法人の法人形態要件の改正等**

・農業生産法人の法人形態要件から、有限会社を削除、合同会社(L L C)を追加  
・農業生産法人の関連事業に民宿等を追加

## 新たな経営安定対策(品目横断的政策)のねらい

農産物貿易のグローバル化が進む国際情勢の下で、我が国農業の生き残りを賭けた農政転換

農産物貿易のグローバル化とは？

- ◇WTO体制の下で、
- ・関税水準等の国境措置の引き下げ
  - ・自国の農業に対する支援措置を制限するルールの強化
- により、農産物貿易の拡大を図る動き。  
すなわち、より強い競争力を持つ国の農業が栄えることを目指すもの。

### グローバル化への対抗手段

#### ① 一定の国境措置水準の確保

#### ② 土地条件等に恵まれない我が国農業なりの競争力強化

- ⇒ 多様なニーズにきめ細かに対応できる供給能力を強化
- ⇒ 限りある条件の下でも低コスト化(価格競争力強化)を追求



- 技術や経営感覚に優れた担い手を育成し、それらが中心となった農業構造を作り上げることが必要
- その際、地域農業を守るため、小規模農家の集落営農への参画等を通じ、広範な担い手育成を図る必要

#### ③ ①、②で足らざる部分を補う支援措置

- 国内支持に対する国際規律の強化に対応可能な政策として実施
- ⇒ 将来の国境措置の変動に対応できる仕組み
  - ⇒ 国際規律上、削減対象とならない「緑の政策」を中心とした政策体系への移行(現行の「黄の政策」のままでは、品目ごとの上限設定ルールにより、縮小・廃止の方向)



- 国民が財政的負担を納得できる政策(バラマキでない政策)  
= 我が国農業を支える担い手を支援するための政策
- 毎年の生産と関連しない直接支払制度(デカップリング政策)の導入

担い手に集中化・重点化した「緑の政策」として直接支払制度を導入

## 新たな経営安定対策（品目横断的政策）のイメージ

### 「品目横断的政策」とは？

個々の作物ではなく経営全体に着目して講じる政策

- ⇒ 複数の作物の組み合わせによる複合的営農が行われている水田作及び畑作に導入
- ⇒ 野菜・果樹・畜産など部門専門的経営が主体の分野については、品目別対策で対応

### 経営安定のための支援の必要性は？

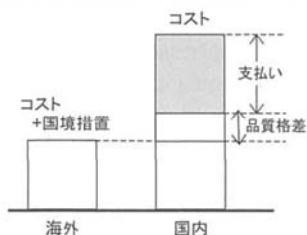
#### ① 諸外国との生産条件格差の補てん

農産物価格が輸入農産物との生産条件格差により、農業経営にとって十分なものとなっていない場合に、その格差について経営単位で補てん

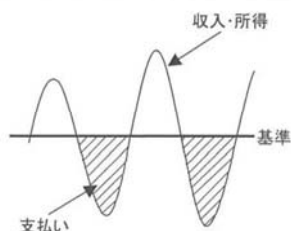
#### ② 収入・所得の変動を緩和するための補てん

市場で形成される農産物価格が下落した場合に、経営単位の収入・所得の変動に応じて補てん

#### ① 諸外国との生産条件格差の補てん



#### ② 収入・所得の変動を緩和するための補てん



（参考）同様の性格を備えている現行品目別対策

- ・麦作経営安定資金
- ・大豆生産者団体等交付金
- ・砂糖最低生産者価格制度
- ・担い手経営安定対策
- ・稲作所得基盤確保対策
- ・大豆作経営安定資金

### ① 諸外国との生産条件格差の是正対策

- (ア) 対象となる作物は、国境措置の水準等から生産条件格差が顕在化している品目  
 ⇒ 現時点では、水田作では麦・大豆、畑作では麦・大豆・てん菜※・でん粉原料用ば  
 れいしよ※等を想定

※関係国との調整や市場原理導入のための制度改正が前提

- (イ) 生産条件格差の大きさは、品目により異なるため、経営ごとに『品目別単価×当該品  
 目の作付実績』を積み上げて、経営単位の補てん額を算定

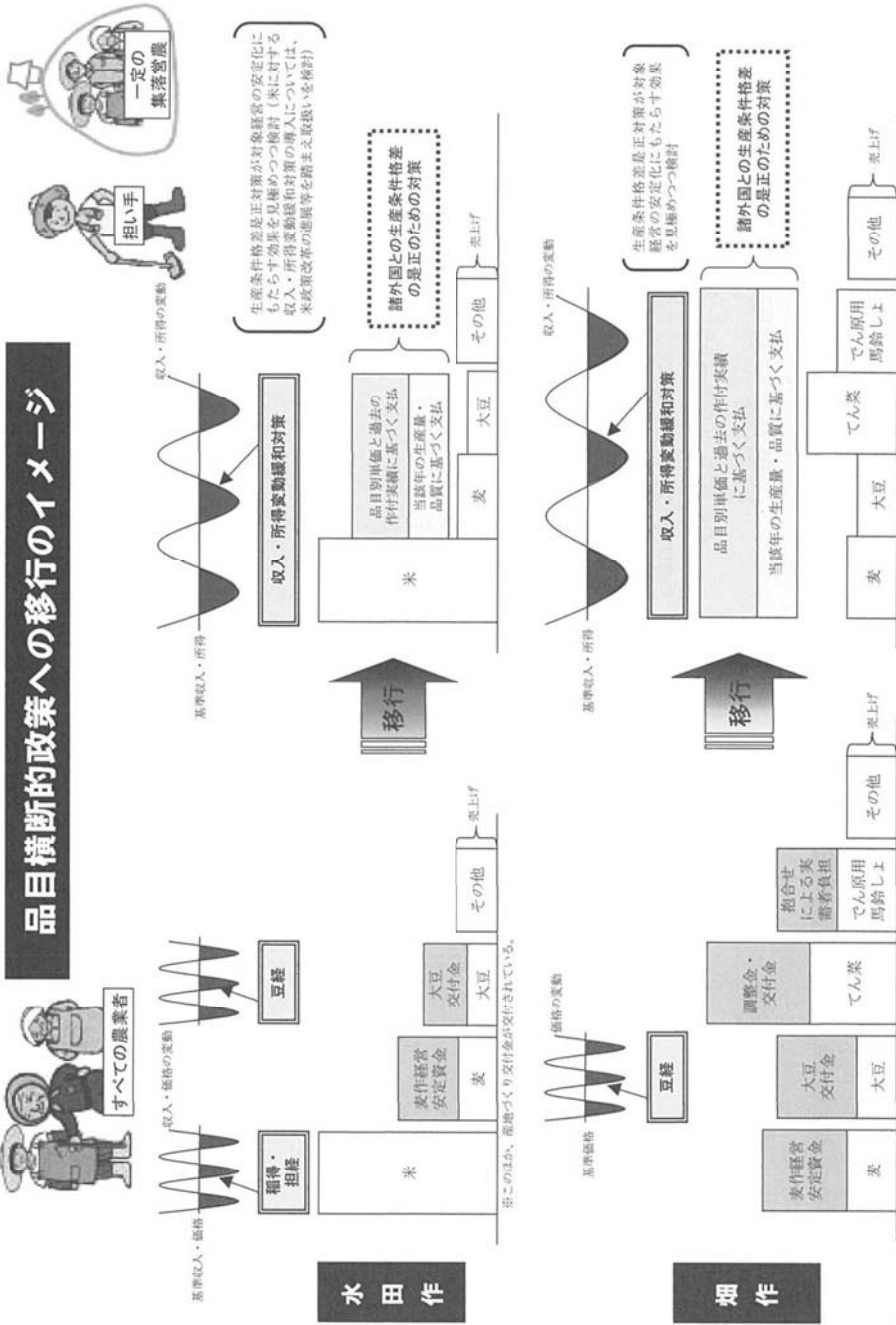
- (ウ) 「緑の政策」とするためには、上記の作付実績を過去の一定期間の面積として固定  
 することが必要  
 ⇒ デカップリング政策、すなわち毎年の営農において何を作っても、あるいは何も  
 作らなくても、一定の支援が得られる仕組み  
 ⇒ ただし、モラルハザード(生産を行わずに支援だけ享受、捨て作り)の防止、需要  
 に応じた生産の確保、品質向上の促進を図る工夫が必要  
 ・例えば、補てんの一部は、毎年の生産量や品質に応じて交付

### ② 収入・所得変動の影響緩和対策

- (ア) 対象品目は、市場で価格が形成され(価格変動がある)、①の諸外国との生産条件格  
 差の是正対策の効果によっても、十分な収入の安定が得られない品目  
 ⇒ 米及び①の対象品目について必要性を検討

- (イ) 収入・所得の変動は、経営単位で評価する必要  
 ⇒ 「品目ごとの収入・所得の変動×品目ごとの作付面積」を対象となる作物で合算し  
 て、経営単位の補てん額を算定

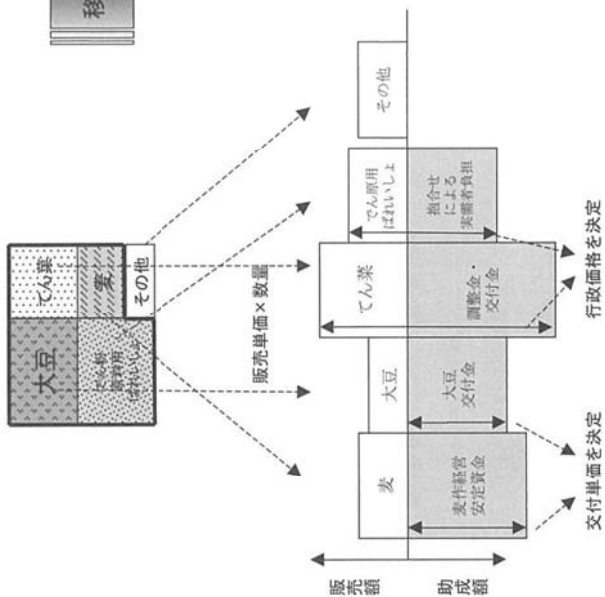
- (ウ) 国際規律への対応については、持続的・安定的に運用しうるものとなるよう国際規律と  
 の関係で工夫が必要





品目横断的政策(諸外国との生産条件格差是正政策)のイメージ(大規模畑作の例)

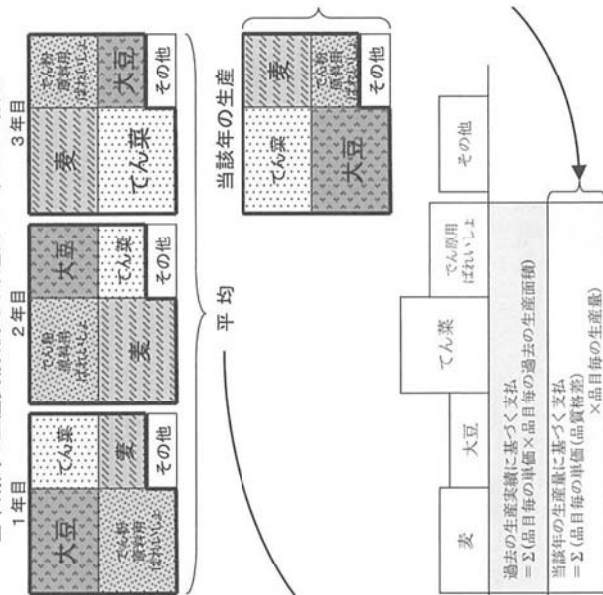
現行政策



移行

新たな経営安定対策

基準期間の生産実績(例えば、過去3か年とした場合)



## 農地・農業用水等の資源保全施策のねらい

### 農地・農業用水等の保管理体制が崩壊の危機

- これまでは地域共同の取組により維持
  - ⇒ 過疎化・高齢化等に伴う集落機能の脆弱化
  - ⇒ 都市化・混住化等に伴う地域共同活動への参加人数の減少、農地や水路へのゴミ投棄など保管理体制上の課題の増大

### 食料の安定供給を図るため優良農地や水利施設を適切に確保する必要

- 全農地面積の6割に達する優良な整備済み農地や40万kmに及ぶ水利資産の更新や保管理体制を適切に実施

### 農村環境の保全に対する新たな国民の要請へ対応する必要

- 国民的要請が高まっている農村の自然や景観の維持・形成に対して、その基礎となる農地・農業用水等の健全な保管理体制が不可欠

国民共有の財産である農地・農業用水等の資源を  
良好な状態で次世代に継承するための施策が必要

#### 《考え方》

- 地域の創意工夫と多様な取組を基本とした、資源や農村環境の保全のための新たな施策を導入

#### 《「農地・農業用水等の資源」は国民共有の財産》

農地・農業用水等の資源は、

- ① 農業者の生産基盤であるとともに、食料の安定供給、国土保全や資源環境保全など農業の有する多面的機能の発揮に不可欠な「社会共通資本」
- ② その効果は地域住民や国民全体に波及

## 農地・農業用水等の資源保全施策のイメージ

地域の多様な実態を踏まえ、施策の有効性や実効性の検証を行うとともに、国民の理解と納得を得つつ、新たな資源保全施策を検討

### 新たな資源保全施策のイメージ

#### 「地域共同」「多様な主体の参画」を枠組みの基本

- 一定のまとまりある地域を対象に、農業者やその他の地域住民を中心とし、JAや土地改良区等の関係団体を含め、地域が一体となって資源や農村環境の保全活動に取り組む仕組みに、NPOや都市住民の参画も求める
- 例えば、
  - ・地域ごとに、多様な主体が保全活動に取り組む「協議会」を設置
  - ・協議会の構成員が取り組む行為を「協定」として明示

#### 農村の自然や景観の保全など新たな社会的要請にも応える仕組み

- 農地・農業用水等の資源保全と併せ、生態系、景観、国土保全など農村環境保全の取組を誘導

#### 支援の必要のある効果の高い取組を対象を限定

- 資源の適切な保全の実効性を確実に担保し、かつ、地域社会全体への貢献や農村振興の観点から見た「効果の高い取組」を誘導し、バラマキとならない制度設計を検討
- 効果の高い取組とは、例えば、
  - ・施設の長寿命化（きめ細かな手入れ）
  - ・農村の自然環境や景観の保全
  - ・取組への多様な主体の参画
  - ・構造改革との連携・整合 などの視点

このような仕組みの導入により、

- ・構造改革の加速化に対応した多様な経営体や生産構造を支える資源の保全
- ・地域共同の取組支援による農村環境や地域の維持・振興に資する

## 資源保全施策の導入に向けた手順

平成17年度は、

- ① 資源保全実態調査(8.5億円)
  - ② 資源保全手法検討調査(1.5億円)
- を行う

### 資源保全実態調査

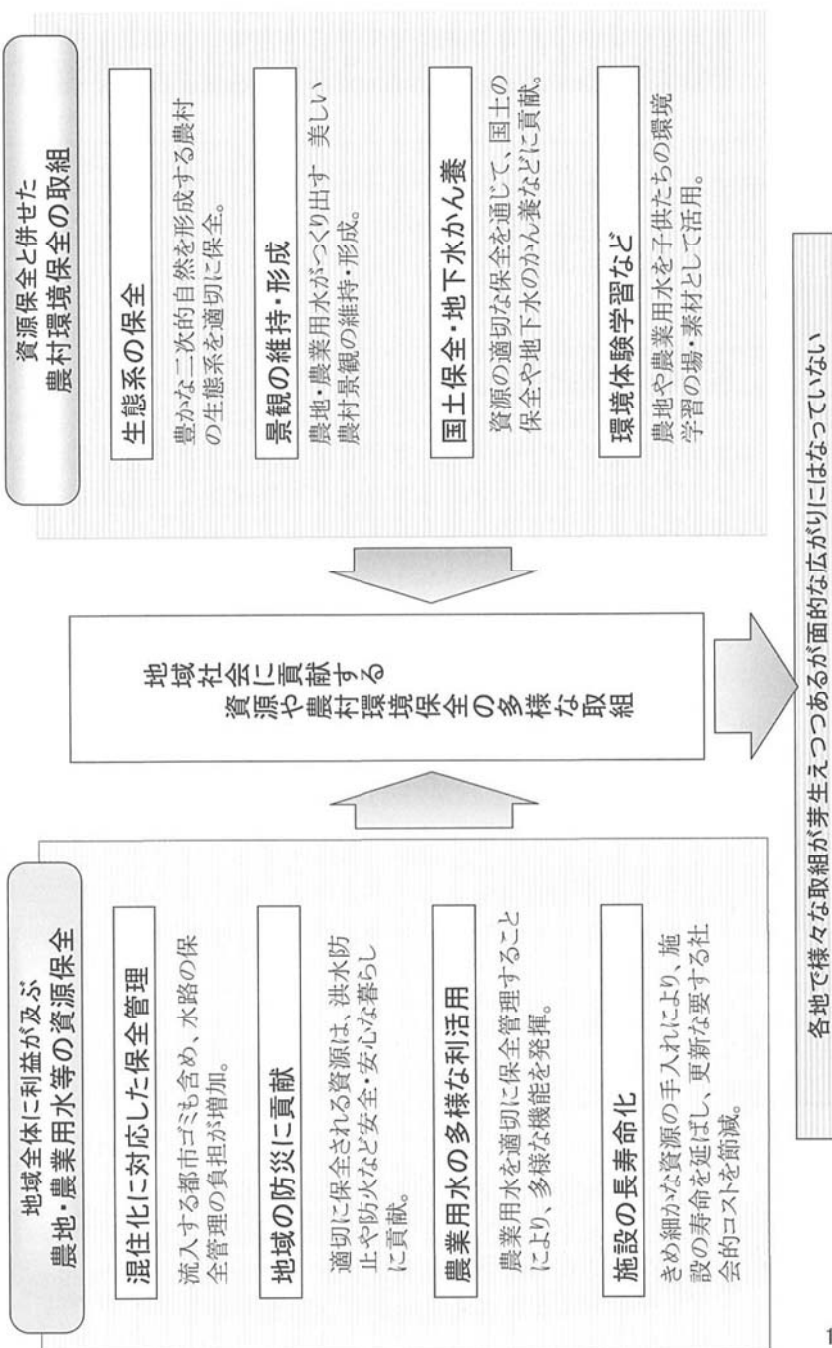
- 共同活動の取組単位となる数10～100ha程度の規模の「地域」を設定
- 調査対象地域は、各地の多様な資源保全の実態を幅広く把握するため、平地・中山間・都市近郊や水田・畑等のバランスを考慮し、全国で概ね400地域を選定
- 「都道府県」が主体となって、それぞれの地域ごとに、
  - ・農業農村構造の現状把握と将来予測<高齢化、混住化、担い手の状況等>
  - ・資源量の定量的把握<管水路・土水路など資源の種別やその分布状況等>
  - ・地域共同活動の現状把握<活動への参加者、その時期、頻度、内容等>
  - ・「効果の高い取組」の実態把握と実現可能性予測<環境保全活動、多様な主体の活動参画、施設の長寿命化対策、構造改革の推進に向けた地域ぐるみの取組等>
  - ・地域ごとの将来展望を踏まえた資源保全の枠組みの検討等を実施

### 資源保全手法検討調査

- 資源保全実態調査で把握した約400地域の多様な実態を踏まえ、「国」が主体となって、
  - ・望ましい取組レベルの指針となる活動のリストアップ
  - ・国民ニーズの把握や情報発信
 等を行い、有識者を交えた多角的な議論により、保全管理手法を検討

保全活動に対する支援が必要とされる場合  
モデル的に実効性の検証を行いつつ施策を導入

## 地域共同の資源や農村環境の保全の多様な取組



## 新たな農業生産環境施策のねらい

環境問題に対する国民の関心がますます高まるなかで、農業においても環境との調和について適切な対応をとり、国民の信頼を得ていくことが必要

農業生産活動による環境影響は正負の両面があり、負の面を極力低減する必要

### <正の環境影響>

- 農業は本来、その生産を物質循環に依存し、環境と調和した産業
- 適切な農業生産活動によって、良好な農村の二次的自然環境を形成
- 農業の自然循環機能の適切な発揮を通じ、我が国の循環型社会形成に貢献

### <負の環境影響>

肥料・農薬・エネルギーなど各種資材の不適切な利用による水質汚濁や大気汚染、家畜排せつ物や廃プラスチックなどの排出など、様々な環境負荷が発生

- ・我が国農業全体について環境保全を重視したものに転換
- ・より高いレベルの環境保全の実現を目指す農業者を育成

## 新たな農業生産環境施策のイメージと具体化の手順

### ① 農業者が最低限取り組むべき規範の策定

環境と調和のとれた農業生産活動の確保を図るため、農業者が最低限取り組むべき規範(環境規範)を策定し、各種支援策を実施する際の要件として、農業者にこの規範の実践を求める。

- ⇒ 平成16年度中に有識者の意見を踏まえて規範を策定
- ⇒ 平成17年度以降、規範の実践を各種支援策のうち可能なものから要件

#### 【環境規範(案)の概要】

次の事項について、農業者自らの生産活動を点検し、不備がある場合には改善に努める。

- 作物生産関係:土づくりの励行、適切で効率的な施肥及び防除、廃棄物の適正な処理・利用、エネルギーの節減、新たな知見・情報の収集、生産情報の保存
- 家畜生産関係:家畜排せつ物法の遵守、悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行、家畜排せつ物の利活用の推進、環境関連法令への適切な対応、エネルギーの節減、新たな知見・情報の収集

### ② モデル的な取組みに対する支援

環境保全への取組が特に強く要請されている地域において、農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図るためのモデル的な取組に対する支援を導入する。

- ⇒ 平成17年度から支援の具体的手法、支援対象地域等について検討するための調査に着手
- ・ 対象地域:地域の水環境や自然環境を保全するために、地域の住民等から農業生産活動に伴う環境負荷の大幅な低減が要請されている地域
- ・ 対象取組:具体的に環境負荷の大幅な低減が実現される取組
- ・ 支援の手法:対象となる取組が的確に実践されることを確保するために必要な支援

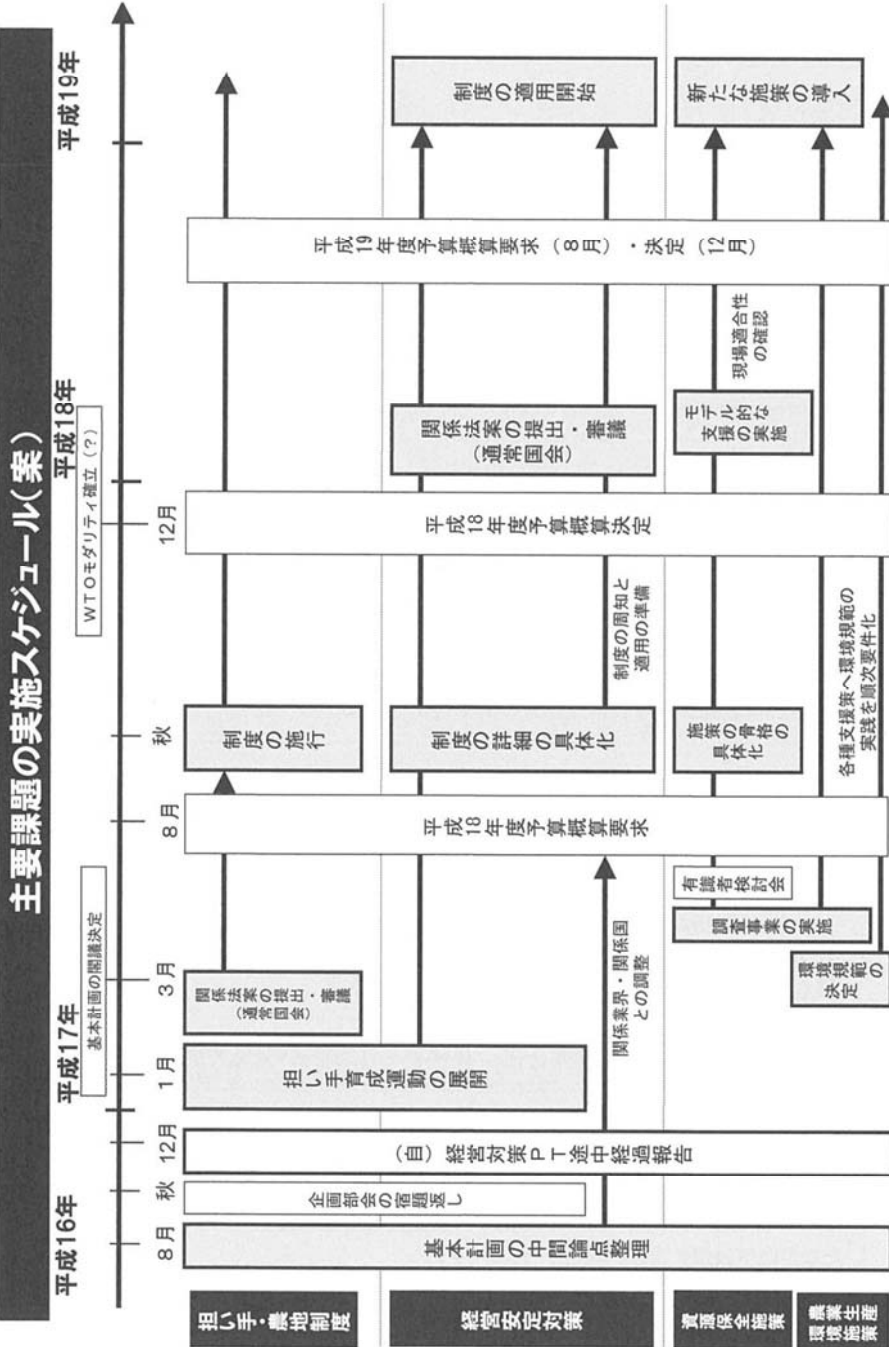
#### 「新たな農業生産環境施策確立調査委託事業」の実施(H17年度～)

##### 【支援対象とするモデル的な取組の検討】

内外の環境負荷低減への取組事例等の実態、その環境負荷低減効果の評価の実施、実施状況を検証・確認する手法などを調査。

##### 【「環境保全への取組が強く要請されている地域」の選定のための指標等の検討】

農業生産活動に伴う環境影響が顕在化している地域等の実態を調査するとともに、環境負荷の程度を表す指標を検討。また、環境負荷を大幅に低減する農業生産活動への取組に対する農業者、地域住民等の意向・評価などを調査。





## 新たな経営安定対策と資源保全施策等の10の疑問

Q1. 経営安定対策の対象経営や単価水準など制度の詳細は、3月の基本計画の策定時に決定されるのですか？

A 経営安定対策の対象経営の規模要件や支払単価の水準などの具体的な内容は、19年産からの導入に向けて予算化していく段階(今年夏～秋を想定)で確定させていく考えです。

Q2 今後は担い手と担い手以外で政策が区分されるのですか？

A 農業者の高齢化や担い手不足が問題となっている一方で、農業経営の規模拡大が遅れています。こうした中、農業の構造改革を進めるためには、担い手に政策支援を集中化・重点化し、早急に担い手を育成・確保していく必要があると考えています。

・Q 小規模農家や兼業農家は施策の対象外になるのですか？

A 小規模農家や兼業農家についても、担い手たる集落営農に参加することにより、担い手を対象とする経営安定対策などのメリットを受ける道も開かれています。なお、農地を担い手に貸して地代収入を得たり、高付加価値農業を行うなど、それぞれの実態に応じた選択肢もあります。

一方、地域振興施策では、小規模農家や兼業農家の農家も、農地・農業用水などの資源の保全管理や地域資源を活用した地域経済の活性化など農村振興を推進する上で重要な地域社会の一員であり、当然、対象となるものです。

・Q 農林水産省は「40万経営体」と言っているがそれはどういうことですか？

A 現行の「農業構造の展望」では、平成22年度に「効率的かつ安定的な農業経営」として40万の経営体を確保するとされていますが、新たな担い手政策は、こうした経営を育成・確保していくために行うものです。したがって、「効率的かつ安定的な農業経営」だけではなく、一定の集落営農を含め「効率的かつ安定的な農業経営」を目指す者も対象として新たな担い手政策を講じていくということです。

Q3 担い手は規模要件で一律に決められるのですか？

A 担い手を明確化する制度である「認定農業者制度」は、担い手を規模などの一律の基準で国が選ぶのではなく、市町村が地域の農業経営者の意欲や能力を尊重して認定する仕組みとなっています。

ただし、品目横断的政策の対象者については、日本型の直接支払制度として検討されているものであり、その政策導入の必要性を国民に理解して頂くためにも、一定の規模要件は必要であると考えています。

・Q 担い手だけで自給率は向上できるのですか？

A 従来の品目ごとの価格政策については、構造改革の推進を直接の目的としたものではなく、品質をめぐる需要と生産のミスマッチが生ずるなどの面がありました。また、現状のままでは高齢化や担い手不足により国内の農業生産が縮小してしまうことが懸念されています。

このため、担い手に政策支援を集中化・重点化し、担い手を育成・確保することにより、①構造改革が加速化され、生産性の高い担い手による生産の増大、生産コストの低減や品質の向上が図られるとともに、②消費者や食品産業のニーズに的確に対応した農産物の安定的な供給や、国内農産物の需要の拡大が図られ、食料自給率の向上につながるものと考えています。

なお、食料自給率は、国内生産のみならず、国民の消費の在り方に大きく左右されるものです。

Q4 担い手育成をどのように行うのですか？

A 経営安定対策(品目横断的政策)の19年産からの導入などの政策転換に向け、「担い手」を育成・確保するため、行政・農業団体それぞれの体制を整備し、①認定農業者の認定の加速化、規模拡大、②集落営農の組織化、③新たな経営安定対策の先駆けと位置付けられる米政策改革の担い手経営安定対策の加入促進などの取組を全国運動として展開していきます。

## Q5 品目横断的政策とはどういう政策ですか？

A 「品目横断的政策」とは、個々の作物ではなく経営全体に着目して支援する政策のことで、複数の作物の組み合わせによる営農が行われている水田作と畑作について新たに導入しようとするものです。

支援の仕組みは、

- ① 諸外国との生産条件格差の顕在化している品目について、その格差を是正するものと、
  - ② 市場で形成される農産物価格が下落した場合に、経営単位の収入・所得の変動に応じて補てんするもの
- とから構成されます。

なお、野菜・果樹・畜産など、その作物の生産に特化した経営が主体の分野については、現行の品目別対策を適切に見直しながら対応していくことが適当と考えています。

すなわち、品目横断的政策は、単に農業者の所得が減少した場合に、その一定割合を無条件に補てんするといったものではなく、納税者である国民の理解が得られるものとする必要があります。

## Q6 経営安定対策の導入と米政策との関係はどうするのですか？

A 平成14年から2年間にわたって大議論を行った末、米政策改革が取りまとめられ、平成16年度から米政策の大転換を進めているものです。

もとより、現時点では、定められた改革ステップに基づいて、これを着実に推進していくことが重要です。したがって、新たな経営安定対策の導入に当たっては、こうした米政策改革と十分な整合性を確保する形で進めていく必要があります。

Q7 農地は株式会社に開放されるのですか？特区制度は地域に受け入れられたのですか？

A 現在、特区制度の中で、全国で株式会社も含めて68の法人がリースにより農地を利用していますが、これらの取組は、地域との十分な話し合いの下で、円滑な定着が図られており、現場からは積極的な評価も寄せられているところです。

こうした実態を踏まえて、農地のリース特区を全国展開することとしています。具体的には、市町村と株式会社などがきちんと農業を行うと協定を締結した場合に、市町村などが法人に農地をリースする仕組みとすることを考えています。

協定違反の場合はリース契約を解除することとしており、農地の適切な利用は確保されることとなります。

Q8 地域振興政策はどうなるのですか。

A 我が国の農業の持続的な発展を図っていくためには、担い手の育成が不可欠であるとともに、その発展の基盤である農村の活性化が必要です。すなわち、産業政策と地域振興政策は、いわば農政における車の両輪といえるものです。

このため、生産基盤や生活基盤の整備をはじめとする地域振興政策についても、今後は、農業者を含めた地域住民などの様々な役割分担を明確にしつつ、その目的を効率的に達成していくための政策体系の見直しを行っていく必要があると考えています。資源保全施策も、こうした地域振興政策の体系見直しの一環として、19年度から新たに導入するべく検討しているものです。

・Q 小規模農家や兼業農家対策として理解してよいのですか？

A 食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤である農村は、農業者のみならずその他の地域住民も含めた地域が一体的に参加する取組の下、都市住民やNPOとの連携も取り入れつつ振興していく必要があります。

したがって、農地・農業用水等の資源の保管理、地域資源を活用した地域経済の活性化などの地域振興政策は、小規模農家や兼業農家のためだけの対策ではなく、様々な役割を担う地域社会の関係者が共同で行う取組などを対象とすることが適当です。

Q9 資源保全施策とは、どういうものですか？資源保全施策は、中山間直接支払を平野部向けに展開するものなのですか？

A 資源保全施策は、国民共有の財産である農地・農業用水などの資源を良好な状態で次世代に継承していくための施策として導入を検討しているものです。

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域における平地地域との生産条件の不利を補正するための施策であり、WTO農業協定でも支援を削減する義務の無いものとされています。

このことから、中山間地域等直接支払制度の対象範囲を平地地域まで拡大したのでは制度の趣旨にそぐわないことにもなり、中山間直接支払を平野部向けに展開するというものではありません。

Q10 新たな農業生産環境施策とはどういうものですか。一定の環境基準に該当しない農業はできなくなるのですか。

A 国民の期待に応え、環境と調和した農業生産を推進していくため、①農業者が最低限取り組むべき規範(環境規範)を策定するとともに、②環境保全への取組が特に強く要請されている地域において、環境への負荷の大幅な低減を図るためのモデル的な取組に対する支援を19年度から導入するべく検討していきます。

この環境規範は、法的な強制力を持つようなものではなく、実践しなければすぐに農業ができなくなるものではありませんが、国の各種支援を農業者が受ける場合には、その実践を義務づけることにしています。

## 企画部会での発言要旨（04.1～05.1）

2005.2.4

北海道留萌支庁長  
食料・農業・農村政策審議会企画部会 臨時委員  
西山泰正

○'04.1.30

●野菜などを組み入れた畑作の直接支払いのイメージ如何。

○2.12

●今回の品目横断的経営安定対策に一番関心が高い十勝の畑作農業と関連産業との関わりについて事例説明。（資料提出）

○3.5

●環境に配慮した農業推進には、新たなコスト発生、支払制度創設すべき。

○3.22

●認定農業者となることが見込まれる就農者も「担い手」として位置づけすべき。

●農業参入した建設業者やコントラクターなど「担い手」の多様化を図り、支援策を講ずるべき。

●使い勝手の良い「統合補助金」制度の導入を。

●株式会社の農地取得は慎重にすべき。

○4.9

●品目横断的な直接支払いについて、合理的な輪作体型の維持といった「コンプライアンス」をセットして、需要に即した生産確保措置のしくみづくりを。

●現行の品質プレミアム制度を活かして、「捨てづくり」などモラルハザードとならないしくみづくりを。

●加工原料作物の政策体系の見直しをすすめているが、具体的イメージの早急提示を。

○4.21

●有識者ヒアリングにおいて、北海道・十勝農業のプロ農家としての誇りと責務について、平さんから力強い発言。

○4.26

●EUの直接支払いは生産行為を要件としないとしているが、輪作体系の遵守が条件か如何。

○5.14

●地域資源対策に関わって水田用水の維持・管理だけでなく、畑作・酪農地帯での資源

対策として、「海づくりは、森づくりから」という視点で、農地の河畔林再生への支援策の必要性を訴え。さらに、農林水産業横断的な農山漁村地域直接支払いの創設こそが、農水省に期待されていると、激励。

○ 5.18

● 担い手支援策について、突然、地方政府を飛び越えて中央直結支援システムを提案したことに対して、地方分権の趣旨から「禁じ手」である旨の異議唱える。

○ 5.24

● 「緑の政策」と地域特産加工原料作物の位置づけを国際規律の一つとしてWTO交渉で提案したらどうか。

● 財務省所管の財政制度審議会から、すでに「農業の直接支払いは、農業者のみが打撃を受けるものではない」との指摘がされている。財政当局に対しても、直接支払いの制度設計を早期に提示すべき。

○ 6.14

● 有識者ヒアリングにおいて、ワタミファームの「有機酪農」への取組みへの北海道としての支援を紹介。

○ 7.21

● 「中間報告」においてEUの環境直接支払を凌ぐ「日本型の環境直接支払い」の制度設計の打ち出しがされないことに対して失望の念を表明。

○ 9.16

● 食の安全・安心に関わって、食育、クリーン農業、独自認証制度の推進などに向けた条例制定と組織再編、といった北海道の先行取組をアピール。

● 食の安全・安心対策の地域での推進にとって、使いやすさが売りの国の「統合補助金制度」は最適。よって、国の関与排除を念のため確認。

○ 10.8

● BSE問題への全頭検査体制の見直しには慎重を期すべきと要請。

● 全国的な災害に対応して、担保物件の少ない新規就農者への特別な支援策の配慮が必要と訴える。

○ 10.29

● 品目横断の経営安定対策に対する加工原料作物の政策体系の見直しの一端がやっと示され、直接支払いの全貌が見えた。能力とやる気のある担い手に焦点を当てた魅力ある産業としての農業の確立と、加工原料関連産業が立ちゆくこと、そして、国際規律が強まる中、揺るぎない制度設計とすべき。

○ 11.17

● リサイクル資源の過度な活用に伴って、「特殊肥料」の取り扱いには慎重な対応が必

要と提案。

○ 11.30

●兼業中心の本州水田地帯への支援施策のあり方を「産業政策」と「地域政策」とに分離して議論すべきという論調に対して、北海道のような地域自給率が高く、大消費地への食料供給地域においては、産業政策そのものが地域政策であることを忘れないよう、念のため確認。

○ 12.7

●北海道・十勝農業の歴史を事例として説明・紹介し、「ばらまきの」な支援策とならないよう、品目横断的経営安定対策の国の不退転な取組姿勢を強く訴える。発言要旨は次のとおり。(資料提出)

①十勝農業は一朝一夕で現在の姿になったのではない。多くの犠牲のもとで現在があり、今もなお飽くなき農産物輸出といった、高い目標にチャレンジ中。

②WTO交渉のためには先手必勝が肝心。

③北海道の水田農業について、全国ベースでの施策踏襲が、結果として、やる気のある担い手にとって厳しい実態。早急に「米政策大綱」を検証した上で、北海道の水田農業の道筋を切り開いていくことが必要。

④個別価格支持政策から品目横断的経営安定対策の転換は、そもそも国主導で打ち出したもの。さらに「中間報告」に記述の担い手への重点支援という道筋から決して「ぶれる」ことのないよう、改めて確認。

○ 12.14

●留萌支庁管内で、震度6弱の地震発生のため途中退席。

○ '05.1.28

●12.14の部会で、委員の一人から、「自給率が高くても経済的に豊かでない北海道云々」との発言があったので、会議の冒頭で「地域の豊かさを経済的側面で判断すべきでない。都市と違って地域には、自然や癒しといった心の豊かさがある。都市と農山漁村が対峙・対立するのではなく、双方が共生していくことが大切であり、今回の農政改革論議の視点もそこにある。」旨、発言。

●自給率について、バイオエタノールの検討が十勝地域でスタートしている。資源循環による再生可能な燃料作物といった「食」でない農産物も「自給力・供給力」といった観点から位置づけし、経済産業省などとの省庁を超えた幅広い自給率議論をすべき。





# 北海道畑作（代表例としての十勝地域）の変遷



	35年	45年	55年	2年	7年	12年	現在 (h 15)	比較 (S 35 →現在)	
耕地面積 (千 ha)	213.2	220.2	243.8	260.4	260.4	258.8	257.2	+ 20.6%	
農家戸数 (戸)	23,254	16,239	11,705	9,740	8,681	7,582	7,250	▲ 68.8%	
農家人口 (人)	144,837	83,509	54,646	45,330	40,744	35,653	33,490	▲ 76.9%	
十勝管内の総人口 (参考：榎山管内)	345,500 (105,010)	344,446 (85,274)	353,686 (73,949)	356,095 (62,359)	357,126 (57,642)	357,858 (54,830)	362,617 (53,397)	+ 5.0% (▲ 49.2%)	
1戸当たり耕地面積 (ha)	9.2	13.6	20.8	26.7	30.0	34.1	35.5	3.86倍	
主要な農作物	水稲 (ha) 小麦 (ha) 馬鈴しょ (ha) 豆類 (ha) てん菜 (ha) 野菜 (ha)	3,770 6,490 18,800 74,620 24,700 3,540	1,400 23,900 22,900 40,800 27,000 6,230	429 36,400 23,900 30,790 31,600 11,680	246 36,300 26,100 29,940 30,900 12,500	246 36,300 26,100 29,940 30,900 12,500	170 40,600 25,700 23,840 30,900 10,457	52 44,100 23,300 26,600 29,500 10,182	豆類偏重→ ・馬鈴しょ、てん菜といっ た寒冷地作物への転換 ・4品目 (小麦、馬鈴しょ、 豆類、てん菜) に野菜を 加えた輪作体系の確立 機械化による効率的経営
1戸当たり農業機械保有台数 (台)	0.02	0.48	1.52	2.62	2.89	3.50	—	12.6倍	
農業粗生産額 (億円)	199	496	1,712	2,212	2,249	2,305	2,513	9.4倍	
1戸当たり生産農業所得 (千円)	—	1,416	6,022	7,369	8,493	11,889	13,279	—	

資料：農林水産統計年報、国勢調査 (S35,45,55,H2,7,12)・住民基本台帳 (H15,12)

注1：1戸当たり農業機械保有台数＝耕うん機・農用トラクター数÷農家戸数

注2：農業粗生産額、1戸当たり生産農業所得は14年の値

## 《農政 (国) 等の主な動き》

○農業基本法の制定 (昭 36)  
・農工間の生産性格差の是正

○食料・農業・農村基本法の制定 (平 11)

課題 {  
・構造改革の立ち遅れ  
・多面的機能の発揮に支障  
・国民と農業の間に距離感が存在

・農地法 (昭 27)

・農用地利用増進法 (昭 50)

・大豆・なたね交付金制度 (昭 36)

・砂防価格安定法 (昭 40)

・米生産調整実施 (昭 46)

・農業経営基盤強化促進法 (平 5)

・認定農業者制度 (平 5)

・新農法 (平 6)

・米政策改革 (平 16)

・米・大豆価格制度の見直し (平 12)

・WTO交渉 (平 12～)：国際規律の強化

\* 食料自給率

79% (昭 35)

40% (平 10～15)

45% (目標年)

\* 民間給与 (年額)

300千円 (昭 35) 940千円 (昭 45)

4,478千円 (平成 14)

対 S45 比 4.8 倍

パネルディスカッション

農業支援の具体的方策を探る

コーディネーター

(社)北海道地域農業研究所 所長 太田原 高昭

パネリスト

北海道農協青年部協議会 会長 平 和男

北海道農民連盟 副委員長 末籾 春義

北海道武蔵女子短期大学 助教授 松木 靖

助言者

北海道留萌支庁長 西山 泰正



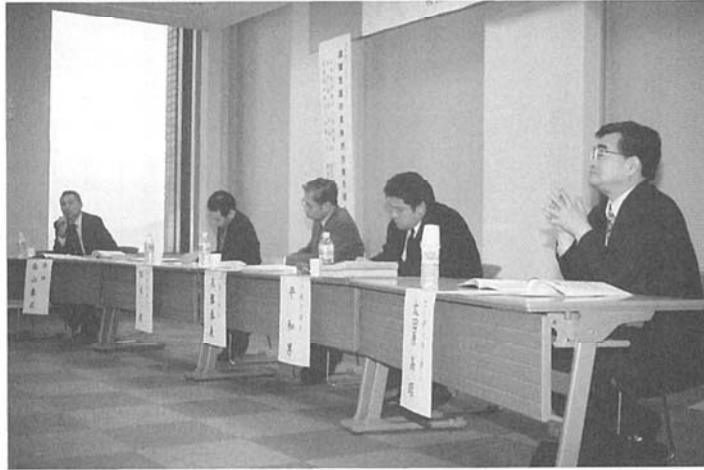
松木 靖氏



末籾 春義氏



平 和男氏



太田原 コーディネーターを務めます太田原でございます。今日はたくさんの方にお集まりいただきまして、私からも改めて御礼申し上げます。

西山さんから迫真の報告がございました。この問題はこの一、二年日本の農政転換の軸心になる非常に大きな問題でありますし、しかもその焦点は北海道にあるということも今のお話でよくお分かりかと思えます。

今、北海道の中では、これからの農政転換・確立に対して様々な期待がありますが、そういう期待通りに物事が進んでいるのかどうかという検証がこのパネルディスカッションの中心テーマになるうかと思っております。

今日はそういう問題を議論していただくのに最適なパネリスト三氏に参加いただいています。簡単に私からご紹介申し上げます。平和男さんです。北海道農協青年部協議会会長として大変お忙しいお仕事で奔走しておられると共に、十勝新得の代表的な中核的畑作農業者です。企画部会においても有識者として北海道農業者の意見を堂々と述べて、大変な感銘を与えられた方でございます。

北海道農民連盟副委員長の末藤春義さんです。これも皆さんご承知のように、この北海道農民連盟が一つの組織として、日本で唯一直接支払い、日本型テカッピング政策の確立という命題を、どこも言っていない時からもう十数年主張し続けてきたということで大変注目されているわけです。その農民連盟の主張というのはどういうものであったのか。今叩き台が出されて議論されているものというのは、その期待に添うものかどうかというところの検証を、今

日はじっくりしていただけたらと思います。

研究者からは、北海道武蔵女子短期大学助教授の松木靖さんにご参加いただいています。松木さんはこの問題について以前から研究されております。そして、この問題を重視し、特別プロジェクトで当研究所において研究会を開いています。その中心的なメンバーとして活躍いただいております。西山さんのお話の中でなかなかよく解らなかつた、直接支払いとはどの位になるのかという、一番核心的なことについてもいろいろ試算をして頂いております。そういうことも言めてご開示いただけるのではないかと思います。

パネルディスカッションの進め方は、自分としては或いは自分の組織としてはどういうことをこれまで主張してきたのか、そして先ほどの西山さんの報告を受けて、今の全体の議論の進め方についてどう思うのかということについて、基本的な見解をお出しいただきます。それが終わりますと、西山さんに対する質疑があると思います。その中に先ほど西山さんの方から示されました三つの大きな論点、「担い手政策」「経営安定対策」「農業環境資源保全政策」ということについて、それから「食料自給目標」ということも含められると思いますが、そういう順序で時間のある限り、問題点と北海道はどういうスタンスで望むべきか、ということをご浮き彫りにしていきたいと考えております。

後の方に三〇分ほど会場からの質疑応答の時間を取っております。そこで皆さんからも十分にご発言頂きたいと思っております。

それでは早速、平さんの方からご発言をお願いします。

平 皆さんこんにちは。改めまして、北海道農協青年部協議会会長を務めており、十勝管内は道東西の玄関口、JA新得町で畑作野菜を作っております。平でございます。よろしくお願いたします。

この立場になって、まもなく一年が経とうとしています。先ほど来から西山支庁長がおっしゃったように、昨年四月企画部会の有識者のヒアリングの中で発言を求められました。現場にいる、正に今草案取りをしてきました、除草機を入れてきました、防除してきましたという現場の声を、霞ヶ関の、あるいは札幌の会議室のテーブルで発言をするという立場でした。メディアや媒体を通して、消費者の皆さん、国民の皆さんあるいは業界の皆さんにお話をする機会が大変多いです。ずいぶん問題発言も飛び出しましたので、事務局の方から後から小突かれて、「会長の発言には非常に重たさがありますので、どうか注意してしっかりと頭のなを三回ぐらいくぐる回してから発言をしてください」と言われまして、最近はおかしいことをいうようになったなと思います。

私のほうからは、まずプロの農業経営者、あるいはプロ農家とは何ぞや。つまりこれは担い手なのだとということです。この点について、品目横断についてどう考えるか、のお話をさせていただきたいと思っております。

とごが悪いのかよく解りませんが、全中だとか農水省だ、西や南だとか言われていますが、プロ農家という言葉が、最近農業政策の政策議論の中に出てきません。埋没してしまいました。昨今のころは非常に盛んでした。企画部会の中での消費者委員、経済界の委員や西や南の兼業や小規模農家、小規模エリア地帯から、プロ

て何だと。プロはプロで飯を食っているのでも国の補助金なんか要らないじゃないかという言葉が、丁度一年前位の二回目、三回目の企画部会の中でお話が出てきたのじゃないかなと思います。

西山支庁長の言葉を借りると、北海道ではプロフェッショナルとすることはむしろ当然当たり前のこととして、ずいぶん以前から言われてきたことです。

例えば農協青年部でいうと、平成九年度に道青協の長期方針の中で「二十一世紀の農業を展望する青年部活動 青年部の目指すもの」ということを策定しております。この時点で「一項目目」プロの農業者として消費者のニーズに応える、生産性の高い農業経営を目指す」と、すでに謳っているのです。それが平成九年です。これは非常に昔から北海道の専業農家・主業農家が潜在的にプロフェッショナルということを意識してやっていたという証拠です。それがなぜか霞ヶ関の会議室のテーブルだと「プロって何だ」「夏、バスケットボールをやつて、冬にアイスホッケーをやっている人だつてプロじゃないか」だとか、例えば農業新聞にも農政対論で出ておりましたが、「兼業農家や小規模農家といった補欠の選手や選手層を増やすのも農政として必要なのではないか」「つまり「プロの二軍や補欠の選手を育てる事だつて大事じゃないか」というような話がされております。

「ここの話の話を四月の企画部会で、有識者に、まあ有識者というほどの有識者ではないのですが、西山支庁長の言葉を借りると、喝を入れてきました。皆さんの思っているプロとは例えばどういふ感じですか。私達は国民とか消費者という言い方は、原料型作物な

のでなかなか言えないけれども、少なくともそれは実需者により愛されるものをより安定的に生産してきた。そういう現場の生産責任が助成されている。そういう自覚がある産地や生産者のことをプロフェッショナルというのではないか。僕の作っている大豆が消費者にどのように評価されるのかは、そんなことは知ったこっちゃないというような人が、例え一〇〇珍作つていようが二〇〇珍作つていようと、残念ながらその人はプロフェッショナルではない。これは最近ではなくしっかりとピン止めされていて、農協青年部もそのことを言つて行こう。これが農政議論について打ち鳴らしてきた一番大きな部分です。

ところがブラキストン線から北に行くとなつたぞうだということになるのですが、しょっぱい川から南に行くとなつたぞうだ。北海道の畑作農家だけプロなのか。随分さういふとんちんかんな議論がされています。

私は北海道の農協青年部の会長という立場と合わせて、今年度の東北・北海道ブロックの全青協理事も兼任しておりますので、各都道府県の理事の皆さんとお話をする必要がありますが、北海道のしかも十勝・北見の畑作専業農家というのは、何かすごく特化した、突出した或いはちょっと異常な、そういう農家群経営体、経営群というふうな認識で見られています。何だかよくわからない。輪作って何だと。輪作の説明をすると、余計にわからない。そんな現場ではないかと思えます。恐らく過去の先輩達も大変苦労をしたのではないかと思えます。

そういう意味では大変良いタイミングで十勝から、十勝の畑作農

家という立場から、道青協の会長になり、随分メディアから取材を受けました。例えばNHKのニュースで、八月の中間論点が出る直前に、小麦畑の終わったばかりの畑に取材にきました。「青年部は随分かつこい理想論ばかりしか言いませんね」と言われましたが、取材をされた記者やカメラマンに「青年部がかつこいことを言わないでだれが言った」と、「僕らがそれを言うていかないと、伝えていかないと、いったい解ってもらえる人の琴線に触れるような言葉を誰が言っていくんだ」と言いました。NHKさんも今は大変なんでしょうけれど、NHKさんは本当に取材費が潤沢なのか、あの時間帯の、あの位の放送時間なのに、非常に時間をかけて取材をしたようです。

北海道の農協青年部が、どのように担い手の要件をまとめたかということ、道青協が基本農業政策の確立に向けた提言というのを作っています。これは道青協のホームページにも近々に載るようになりますし、実はこのゲラ版を西山支庁長にも一応渡してあります。これは清書した部分ですが、昨年の六月から農協青年部の各主産地を代表する盟友が集いまして、かかる基本政策の転換に伴って、どういう現場の声を積み重ねていこうかというものをまとめたものです。六月には西山支庁長と、企画部会の私達の大先輩になります九州熊本の本森委員にも来ていただいて、北海道の農業の現場を見ていただく。知っていただく。いろいろな意見交換をしようというようなことをしています。中間論点を挟みまして、十月に二回目の組織討議を経て、二回目の検討委員会でもまとめた。ペーパーでございます。

この中で、農協青年部担い手という責任ある立場から、あなたたちが考えている、僕達が考えている担い手の要件は何だということなのですが、非常に単純且つ明快です。まず一つは主業農家であるということ、それから北農中央会が、六五歳未満という年齢要件をまな板に出していましたが、その件について担い手は、次の時代の担い手を育成するという役割を持っているのだから、そういう観点から一定の年齢要件が必要だよという声も一方でありました。しかし他方、高齢でもあるいは後継者がいなくても、地域農業の中にあつて優良農家が少くない。こういう現場がある。そういうことを考えると年齢要件については慎重な議論が必要だということ、正にこれは両論併記なのです。

これを僕の主観で見ると、年齢要件が必要だといっている地域は、どちらかという空知・上川のいわゆる米地帯です。それから年齢要件が必要ではないといっているのは、どちらかという北海道の東、十勝・北見・根室・釧路といった、わりと規模拡大が成功して進んでいる、先発して進んでいるというようなエリアの、青年部の盟友の声が多かったということです。

それから規模要件については、これも北海道農業は相当程度構造改革が進んでいるので、付す必要はないのではないかと。但し、営農改善指針の自己努力に課すということが、やはり政策の運用の整合性が図られる上で必要なのではないかと。俺は今三〇歳だけど一〇年後には五〇歳にしたいんだというような、意欲や目標や目的を持ったビジョンを自分自身に課すということが、ある意味必要ですよなということ、青年部自身から出ております。



現行の認定農業者制度については、これは全然話になりません。運用の改善が図られて、しかもプロフェッショナル度を公正に評価した結果として、目標と意欲が持てる制度の改正をまず望むのだ。入り口としてそれが先だと。今のように鉛筆を舐めれば、誰でも認定農業者制度になれてしまうようなものであっては、これは全然話にならない。実は九州や中・四国の理事さんもおっしゃっていましたし、栃木で米の専業農家をやられている理事さんもおっしゃるようなことおっしゃっていました。現行の認定農業者制度は、どちらにしても変えて改訂版というか、改善が必要ではないかという事です。

西山支庁長から最後の方で、随分重たいボールが投げられたと思いますが、あれはきつと全中がやる気がないからだというように深読みではないんですけども、自分達の地域の実情にあった担い手を特定するので、国が決めるべきではないという言い方です。これも実は北海道VS府県で真つ二つに別れました。何を言っているかという点、地域の裁量に委ねる担い手の定義であっては、条件の曖昧さや整合性を確保できない場面が生じることになり、やはりある程度の統一したルールで特定されることが考慮されるべきではないか。鹿追町では担い手だけだと、新得町では担い手じゃないだとか、帯広市では担い手だけだと、芽室町では担い手ではないということがあったのでは、ちょっとうまくないよということとです。

それから、なかなか議論の中には出てこないのですけれども、担い手には担い手としての責任が発生するということとです。施策対象責任が発生することをちゃんと自覚して手を挙げていているんです。

かねということとです。今以上の経営者マインドの情勢に資するそういう取組みは、自身の経営能力の向上が一層求められているという観点から、これはもうやるんだ、例えば青色申告だ、経営分折だとか、或いは記帳指導なども言めて、そういうものを取組むのは当然として、例えば地域農業・地域社会の波及性或いは貢献性、こういった施策対象責任が同時に生じることを自覚しなかつたらだめです。関係業界、行政やJAにしても経営者の能力向上にかかる取組みについて、そういったことを指導育成出来るスタッフを強化しなければいけないのではないのでしょうかということをおっしゃいます。

恐らく多くの方から見れば、新得の平は担い手だと見られるでしょうが、私のような立場からいうと、今回の担い手はどうなんだというふうなことから言えば、今言ったような言葉、オール北海道の言葉で言うと、それに集約されるのかなと思います。

本当はこの後、プロフェッショナルとは何ぞやというのが、滔々と私の虎の巻に書かれています。それだけできつと三〇分、四時間、五時間位かかってしまうので、それは割愛します。

経営所得安定対策の品目横断的施策についてですけれども、ここについても実は十勝の農協青年部は、当初から非常に興味を持ってしっかりと学習をしてきました。勉強をしてきた、議論を構築してきたという証がございます。というのは、ちゃんと政策議論の行程をピン止めしながらお話しているんですかねというふうなことを、どこに行っても、口で言ってもなかなかわからないので、フォローチャートを作って、説明の補助資料というか、参考書にさせていただいて

います。平成十三年八月に国は政策大綱をまとめて、いわゆる構造改革推進のための経営政策をまとめていますけれども、この前段に農協青年部、全青協、道青協も、関連諸政策については現場でこう思うぞということをやっていきましよう、言っていましようというような、組織討議をやっています。

構造改革推進のための経営政策の中で、経営所得安定対策を導入する経営体は、いわゆる構造改革が遅れている水田経営と、輪作体系を基とする大規模畑作経営。この導入に向けて検討が必要だということがまず一つ、二つ、しっかりとピン止めされている。米改革は米政策から先行してやったので、次は畑作ですよねと。

品目横断というのは、例えば府県の方にいわれると突然出てきたような話なのですが、実は平成十四年度の畑作政策価格要請の運動の段階から、現場からは輪作助成金という言葉を既に国の方に投げているのです。ここをしっかりと受け止めて、当時の農水省の企画評価課がしっかりとボールを返せば良かったのですが、返してくれたのが十五年の七月でした。

当時課長だった皆川課長、あと企画官二人が、畑作の生産現場を見たいということで、新得の登山学校レイクインに泊まって、帯広市内の福井ホテルに泊まって帰られた会議がございました。対応したのが農協青年部の当時の幹部。もちろん私も道青協の副会長として入っていました。あとOBの方が入りました。課長見ましたが、十勝の農業を見ましたかと。食糧基地北海道の、農業王国といわれているその十勝のオンシーズンを見てもらわないと、会議室のテーブルでは何も議論は進まないし、何もわからない。見てもうすべき

ものを見て、しっかりとそれを議論していただかないと、現場では困るんだというお話ししました。

それからギアが噛んで、国が宿題返したといっているいろいろ小出しにしてくる言葉の中に、北海道の十勝や北見をイメージした、それを意識した言葉が政策提言などの中にあります。ちょうど一年前の今ごろでしょうか、品目横断という言葉が出ました。現場の僕らにしてみればやっこの言葉がきたのかということで、待ち構えていたのです。品目横断とは何だ。なぜ米が入らないのだ、なぜミカンが入らないのだと、デントコーンだって品目横断じゃないかという話が大手町や霞ヶ関でされ、西山さんや私などが汗を拭きながら、府県の方たちに一生懸命に説明をしていたのが、一年前です。

今日の農業新聞ですが、全中が三日の理事会で新たな甘味資源政策の確立に向けてJAGグループの基本的な考え方をまとめました。正に甘味資源、でんぷんとてん菜ということなんですが、ちょっと要約をしまして、何を言いたいかという所だけお話をします。価格形成では農水省が市場原理の導入を提言していることを受けて、価格の安定や所得の確保が出来る仕組みを求め。てん菜とサトウキビでは糖分など品質向上や計画生産に努力した生産者が報われるようにすることも強調しているということです。

最近よく聞かれている、「努力した生産者が報われる」という言葉ですが、この言葉のオリジナリティはどこかというところ、十勝の農協青年部が平成十三年に農業構造改革推進のための経営政策で、組織討議でまとめた五項目のうちの二つです。オリジナルはこうです。





画の見直しに限ってだけお話をさせていただきたいと思えます。

今回の見直しについては皆様方ご承知のように、平成十一年の七月に三九年ぶりに基本法が変わりました。その次の年の三月に基本計画が出されましたが、この策定の段階において概ね五年ごとに見直しをするということで、今回が基本計画ができて初めての見直しということです。この見直しの中で我々は大きく二点皆様方に訴えたいと思えます。一点目は担い手を大きく絞り過ぎていくという部分です。具体的な数字が去年の暮れに出まして、例えば四年輪作の十勝だと二五畝とか三年輪作の網走のほうでは二六畝とか、水田では二〇畝とかやっていますけれども、こういう形でいいと思いますと日本の中の食糧基地北海道の中でも、実に三割にも満たないくらいしか残らないということで、担い手はよいのかという部分があります。この担い手について、基本的な部分は今、平さんのほうから言いましたけれども、私どもも基本的には国が言っている専らな農業を経営する人であって、主業農家であればすべて担い手とするべきだという部分での主張です。

二点目については、我々は前から経営所得安定政策という部分で言っていました。農林省案は経営安定対策という部分で、品目横断というのが去年から出ましたけれども、この部分については何と言っても環境支払ですが、今日の西山さんの話では議論はされてきたようですねけれども、表の部分には出てきていないということとです。私どもは基本計画の中において生産費は関係ないと。あくまでも価格については市場の価格に委ねる。つまり流通の部分でそれぞれの相場に任せるといっていい形でした。しかし国内の農産物

を自給する段階においては、所得についてあるいは再生産する価格については政策でということでは言われていたと思えます。この部分については品目横断だけでは内外価格差だけではすけれども、これはあくまでもある特定の農家にしかいかなない部分です。民間では例えば二〇〇三年に三菱総合研究所が発表しています。その前に学術会議、北海道も調査しておりますけれども、実に農業生産に匹敵するような、素晴らしい多面的機能を、毎年毎年日本に住んでいる国民に農業が与えているということです。三菱総合研究所の実績では、五項目にわたって延べ七兆九千億の値があるという形になっています。北海道の農業生産が一兆円で日本が今九兆円ですから、ほぼそれに匹敵します。

ですからその部分は、少なくとも今回の基本計画の見直しの中には、当然農政審議会の中で議論して当たり前なのになぜされないのか。なぜかと聞きますと、最終的に今の価格政策の中の予算が品目横断にしかいかなないと。環境にまではいかなないということも裏にはあったようですけれども、これが一番残念だということとです。従いまして今回の見直しについて我々が言いたいののは担い手、もう一つは品目横断の中に環境支払がないということです。以上で終わります。

太田原 ありがとうございます。それでは最後になりますが、松木さんのほうからお願いたします。

松木 北海道武蔵女子短期大学の松木です。私は北海道の畑作を

存続させていくためには、品目横断というふうに出出てきていますけれども、いずれ直接支払に切り換えていく必要があるのではないかと考えています。私が畑作研究を始めたきっかけは、畑作物の作付播種ができた時に、それがなぜできたのかということと、できた当初に現地ですというように運用されてどうという問題が出たかというのを調べたのがきっかけです。

それからよく畑作地帯で、今は札幌なのですが、数年間北見にいらして、それでその後ずっといろいろな畑作の諸制度を調べたり、畑作の作付指標の動きとかを見てくると、対になっている輸入農産物の関税であるとか、あるいはそれに課徴金をかけて品目別に価格を維持するというのが限界にきています。あるいはその調子でやっていくとたとえば畑作の作付指標ですと、当初イモもビートも7万2千鈴と聞いていたのが、あとと言つ間にイモが五万五千鈴台にストーンと落ちると。つまりイモテンポンについてはもうお金が出てこないのだから縮小しなさいという話です。今はどこが悲鳴をあげているかというビートです。

十勝・網走の畑作農家の方が必死になって作る、製糖業界も一生懸命技術指導をして、あるいは回りを支えている機械工業の人とかも、資材とかを一生懸命供給して生産量を上げてきたらもうだめなんです。ところが今はビートを作るなどというふうに徐々に減らしてきていて、国ではおそろしく六万五千鈴とかという話が聞こえてきたりする。それをやってみるともう作る物が数字の上でもなくなってしまうものですか、言えなくて、盛んにできた物について原料糖をどうするかとか、生産者抛出でやるという形になり

ます。そういうことはもう限界にきています。たとえば砂糖ですと業界負担の分と国庫支出とがありますから、国民的な負担で休閑緑地とかそういうものも含めた形の輪作というものを維持するような形で、別途の支払が必要ではないかというようなことを一〇年ぐらい前から考えて、そういうことをお話しさせていただいています。

私はいよいよ国も本気になってそういうことを考えるようになってくるだろうなというふうに、今回の基本計画の見直しの議論をずっとトレースさせていただいています。それで私に気がなっている点ですが、一つは北海道農業とか農村の特性というものを踏まえた時に、これでいいのかということと。とりわけ北海道の畑作の持続的な発展を維持していくためには、抜け落ちていく視点というものがないのかということを考えてみました。

実は平さんと末藤さんのお話とダブル点があるのですが、北海道の農業の特性は一体何かというと、それは大規模主業的経営地帯ということだと思つています。このキーワードは大規模性ということと主業性ということとです。ここから考えてみたいのですが、担い手のことなのです。それが構造改革というものをキーワードにして議論されているのですが、構造改革が進んでいない府県の水田農業に引つ張られた形で議論がリードされて、最初一昨年の十二月に出た時は、品目横断は北海道の畑作の話で、担い手を絞り込まなければいけない構造改革は水田という話だったのが、クロスされてしまった一絡になつてどんどん引つ張られている感じなのです。ただ先ほど西山さんのお話を聞いていてそうでもないのかなと思つるところも

あるのです。

そこで一つ目のキーワード、大規模性というところから考えていくと、もう規模は十分大きくなっているのではないかと。先ほど平さんのほうからあった、道東では高齢農家も含めて位置付けたというのそれはそうだろうと思います。残っている人たちがこれ以上周りからどんどん辞められたら俺たちたまたまないと。それを全部吸収して土地を買う、施設投資をするといったら、俺たちがバツタしてしまう。そうすると高齢農家とか小規模農家でもがんばれるという人には、何とか農地を持っていてもらって、ゆっくり放出してもらいたいというのが本音なのではないかと思うのです。そういうふうには違いないのを言っていく必要があるのではないかと。

一つ目は主業性ということですが、かつて構造政策の優等生、専業農家が大規模にいるというふうに誇らしげに言っていたのですが、実は裏返して言うと兼業農家では生き残っていけない地域ということなのです。とついうことかという農業以外に産業がないから、そこで農業ができなくなつて生計が立てられなければ生きていけない。それを西山さんが言われたのですが、まさしく天間先生の離農の話なのですね。

そういう地域で、ここが府県と決定的に違っているのですが、府県は農業をやめても他の生活手段がその地域にあって、兼業農家とか土地持ち労働者という人がいるから、その人たちがなんとかして土地を引っ剥がしていわゆる担い手を集中したいという話です。そこには人が残っていますから社会的な農村の機能もあります。そ

ういう中から集落営農みたいにしてやっていき、次にそういう集落営農から法人をつくっておけば、次の代の構成員として地域から出てくるかもしれない。ところが北海道は、農業から労働力が流出していくということは地域から人口がいなくなってしまうということを意味するのです。そういうところで、もうこれだけ減ってきたのにまだどんどん減らしていくことをしたら、その次の世代を見た時に後ろを見たら誰もいない。これは笑い話みたいなのですが、かつてある酪農地帯で沢地なのですが、俺は周りの農家と競争して規模拡大してきたと。俺は勝ったんだと思って、見たら沢の中に俺の家一軒しかいなくて隣もいないし話しをする人もいない、という人もいます。そのような所に、次の世代が出てきようがない。

産業政策と地域振興政策を分けなければいけないと軽やかに言うのですが、地域振興政策、環境とか資源保全だけではなくて、食品加工産業とかそういうものを言めた雇用就業の場をきちつと政策的につくっていく道筋、方向性というものに示されない、あるいはそれが担保されないままに、府県水田農業の論理で、産業政策だと言つて切り離されてよい地域と悪い地域があるということだと思つのです。特に畑作地帯がそうだと思います。

そう思つて似たようなものをつくつている所を見ると南九州以南の日本列島の南端です。沖縄の人たちと砂糖の調査を一緒にやったことがあるのです。ところが沖縄へ行くと、いやうちは産業政策の論理ではなくて地域政策の論理で、離島に人が住まない国防問題だから、離島に人が住むためにたぶんさとうきびを作らせてくれる

という話で、まったく別の論理です。それが向うほうは通るのですが北海道に来ると、北海道農業というのは立派なものだから産業政策で十分ですよみたいになっているというように議論が引っ張られて、北海道の構造的な特殊性に基づく独自の政策の必要性というのが埋没しているのではないかと感じています。これが第一点目の農業・農村の特性と担い手問題です。

もう一つは北海道畑作の持続性ということを考えて時に、現在でも私は北海道の畑作というのは大威張りしてもいいと思います。食糧自給率が四〇％で、その過程で米は何とか一〇〇％守ります、乳製品についても守っていきましようというふうにするとかやってきました、早いうちから輸入の農産物に切り換えられてきた原料農産物を一生懸命に作って、砂糖は三〇％の自給率を維持するというのを必死になんて支えている。多様な国民の食生活を支えることができる国内の数少ない供給者だという意味で、現在でも非常に高い役割を果たしていると思うのです。

ただ持続性といった時に、今だけ作っているかではなくて将来どれだけきちっと作っていくかという食糧供給力ということを考えていく必要があるだろうと思います。企画部会では食糧供給力というのは農地等の農業資源、農業の担い手、農業技術の三点ということになっています。そういうことをベースに考えていくと、私には一つには緑の政策なんだから作らなくてもいいよということではなくて、やはりきちっと作らなくてはいけないんだらうと思います。畑地の生産機能というのは輪作で維持していかなくてはいけないのですから、輪作を回していくために一定の作付ができるという条件を

制度として枠組みとしてつくってもらわないと困ると考えています。これが畑地の場合には大前提だと思えます。

もう一つは農業技術にも関わることですが、西山さんも随分部会とかで主張されていることで、畑作農業の持続的な展開のために関連産業の維持というものが必要になってくるのです。これは一つは農産加工業で、デンプン加工、製粉もそうですし糖業もそうです。

その工場を維持していくために最低限のロットが必要となります。そこから割り出した面積というのがつくれないと工場がなくなりま。簡単なんです。てん菜を無くそうと思えば工場を潰してしまえばいいのです。それはいけないのですが、たとえば北糖さんの道南製糖所ではものすごく厳しいです。あそこが潰れたら胆振管内・後志管内から砂糖はなくなります。上川の土別の日甜さんの工場も同じです。ですから工場がなければ作れないものなんだということ、これは両輪になっているのです。

もう一つは畑作用の農業機械を使って作ってくれている道内のメーカーを維持できるかどうかというのが、北海道の畑作農業の存続の鍵を握っているのだらうと私は考えています。水田用の機械とか汎用の機械を大手のクボタさんとかイセキさんがつくってくれました。けれども北海道の畑作の専用機械は、大手が手を出すような大きな市場ではないわけです。特殊な専用機械として道内の十勝とか網走、上川の機械メーカーが独自に開発して、それが機械化畑作農業を作り出してきたのです。そうするとその市場規模を維持していくということになりますね。

本当は言っていないことを言っかもしれませんが、あまり共



同化とか法人化とかを進めて経営体数が少なくなってしまうと、機械メーカーさんが台数が売れなくて存続するかどうかわからないのです。そういう意味では、ある一定数の畑作経営体というのが残らないと、メーカーを潰してしまおう。ドイツから持ってくるとかといっても、まだそれを使えるような農場制農場とかという土地条件ができていませんから、そういうことも含めていくと一定の作付面積が確保されること、一定の畑作経営体数が確保されることが必要なのではないかという議論をしていかなければいけないのではないかと私は思っています。

小泉政権はとにかく構造改革で、皆が嫌だというものはやりたい人間が手を揚げたら特区でやらしてやるといいます。特区というのは地方分権、地方の時代だ、地方には違いがあるから別のことをやってもよいのだということです。それであれば北海道は構造が違います。「北海道の畑作というのは府県の畑作とは全然違うのだから同じ政策でなくてもいいです。特区でやらしてください」「ぐらいの主張をどんどんしていいですよ。いいのではないかと私は考えております。以上です。

太田原 ありがとうございます。お二人からそれぞれご発言いただきました。特に平さんの農協青年部としてのこれまでの取組、それから末藤さんの農連の10年前からの取組という中で、この問題は北海道の中でも品目横断という話が突如出てきたように受け取る人もいるわけですが、実は北海道の中でこういう人たちの長い間の要求・運動がようやく表に出てきたという経過をよく理解できた

のではないかと思います。松木さんのほうからも、北海道から見ればこうだけれどもそれについては全国的に非常に大きな意見の分散があつて、特に内道府県と北海道では構造的に違う。農業の構造も違うし地域農業構造も違うと。そういう中でなかなか北海道の言うことがその通り通るかどうかというところに非常に危惧があるというふうな問題点も浮き彫りになってきたのではないかと思います。そういうことを全部掘り下げていくには時間が十分ではないのですが、担い手の問題については非常に意見の分散も大きいし、まだまだ我々自身も掘り下げて考えなければならぬいろいろな問題が出ているように思います。

先ずこの点についてご議論いただきたいのですが、先ほど西山さんからのお話の中にも出てきましたけれども、どちらかというところ事務局で準備された政策の狙いを解説していただいたというところが中心だったと思います。企画部会においても今様々言われたような、実に多角的な意見が出ているようですので、少しそれを生々しく、皆さんはいつたいどんな議論をしているのかということに焦点を合わせて、この担い手問題を補足していただけたらと思います。

西山 担い手問題は平さんがおっしゃった通り、当初農水省が出した資料はまさにプロ農家の育成だったのですね。品目横断はどの地域をスタートとするかといったら、十勝・網走の大規模畑作農業という二つがキーワードで進んでおりました。私が座っている隣に福島県の次長さんがいて、真横に全中の常務が専務さんが

おられて、そしてもう一つ向こうに富山県の池田町の首長さんがおられました。今四人の名前を申し上げたらおわかりかと思うのですが、「僕らは関係ないのか」となるわけですね。関係ないわけではないけれども、「なんだ北海道の畑作農業のための議論か」となるのですが、最初の事務局の資料がそういう体裁だったので。その時に議論が百出というか、水田農業の米だって直接支払の対象にすべきではないかという議論もその時点で出ました。二五名のうち座長は別にして二三対一でしたが、北海道のことをやっているのだから文句を言うなというわけにはいかないわけです。あまりにも声が大きくなったものですから、三回目ぐらいの資料から水田農業が先に項目として出てきて、後で付け足しのように畑作農業が出てきたのです。

プロ農家というのは、先ほど平さんが言われたので繰り返し言いませんけれども、プロとは何事だということであつと云う間に現行の認定農業者制度を見直して、認定農業者あるいは認定農業者となるべき就農者も対象にしましょうということまで話があったのです。十月頃まで大議論になったのは、それ以外の担い手は対象にならないのかということですが。私は横で聞いているだけの感じだったので、小規模経営も支援をしたらどうかという動きにかなりシフトした時に、集落営農というくくりで小規模経営の場合は参画していただいたら担い手を対象にしようではないかと。ただし集落営農というのは全国で一萬ぐらいあるのです。北海道もいくらかあると思うのですけれども、それをそのまま支援対象にしてしまえばまさにバラ撒きと同じなので、将来の日本の

農業を食糧自給率を含めて支える集落営農となつていただきたいという条件をつけて、今回集落営農もプラスするという形で担い手になったというわけです。

国会中継で必ず議論になるのは、直接支払というものに何兆円用意してどうのこうのという野党と与党の議論がありますよね。集落営農という形も、私は最初ずっとこんな形でまた抜け駆けするんだなというふうな思いがあったのです。それで何回か私は釘をさす発言をしたのですが、ハードルは非常にきついですよね。北海道はちよつと発展した形であるのです。でも全国で二二〇しかないのです。もし今回の集落営農で担い手という位置付けで支援をするとなら、その二二〇は助かるのです。でも二二〇しか助からなかったら、水田農業地帯、小規模経営は成り立たなくなるわけです。本気でこの集落営農を地域で育てていって、日本の農業を産業として支える担い手と位置付けできるかどうかが今回の改革のキーポイントだと思うのです。

十勝とか道東の畑作農業と、そつでない道南等の小規模畑作農業の差別はどうなんだ、ということが一つ出てきます。しかし平さんの発言を借れば、市町村が勝手にてんでんばらばらに認定農業者を乱発するというモラルハザードを起こしては困りますので、これはきちつとした一定の尺度で認定農業者を決定していかなければならないというのが前提です。そういう中で一時五三〇万円という所得の規模の数字が出ました。これも決定されたわけではないのですが、経営の中に高付加価値農業をしていて畑作四品が

入ってきた時に、一五〇と二〇〇以下の農業者だつて出てくるわけですよ。しかし堂々と一千万円とかひょっとしたら一億を稼いでいる農家がいるわけです。その中に麦と大豆が入ってくる畑作は対象外なのかといったら、そうであるとかないとかという議論はこれからですけども、それはダメという方向にはならないと思うのです。

まだいろいろなことを言いたいのですが、まだ決定していない話をしゃべったら困るので、私の言葉のニュアンスで捉えていただきたいのですが、線引きがそんなにきちつとされるということでもないわけです。そして北海道はいろいろな知恵を出してできるだけこの制度に乗っけようという動きが絶対に出てくる。しかし府県がここに府県の人がいらないからいいですけども、これが外へ出るとまた府県の悪口を言つてと言われますが、府県が穴抜けのしくみをつくつてしまつと、今回の経営安定制度とか担い手農地制度というのはまた元の木阿弥になる可能性があるわけです。

ですから今回の方向ができれば、国民がきちつとその情報開示を求めます。そして、品目横断ですから、消費者負担型から納税者負担型になります。ですから国民監視の下で支援をすべき担い手というものが決められて、制度をより良い制度にする努力を続けていくように回りから監視をしていかなければならないということです。つまりヨーロッパとかアメリカというのは、WTOで上手く生き残るオビニオンリーターなのです。日本はオビニオンリーターではなくて、つねに後手後手になっています。今回こそヨーロッパ・アメリカと同じレベルに早く追いついて、日本型の地域支払いの経営直接

支払の考え方を打ち出して、WTOの交渉あるいは次のラウンドの交渉で、日本がきちつと数値的に守るべきものを守っていくという発言をしていくスタートだと思えます。ですからこのスタート時に腰砕けになったらダメだということで、私はかなりしつこく発言します。以上です。

太田原 ありがとうございます。非常に鮮明になってきたと思いますが、本来なら先ほど松木さんがおっしゃつたように米対策が一応スタートした。次は畑対策だ。ある意味ではこれは北海道特区でやつてもいいくらいの話として始まったわけですね。しかしこれには全国的な制度改革が伴う。財源も同意を得なければならぬということ、どこまで皆さんに認めてもらえる制度として生かしていくかという非常に難しいところに入っているということだと思つた。

たぶん平さん、まだ言い足りないと思つたので、全国的な意見のバラつきをどう調整していくかという話をいただければよいと思うのですが。

平 限られた場所と限られたお時間の中で話さなければいけないので、どうしても南や西の兼業農家や小規模農家の人から見ると、新得の平の言うことは非常にとんがっている。それでは勝ち組の議論ではないかというようなことを言われて、反論あるいは批判が企画部会のヒアリングの後若干あつたりとかしました。もちろんその逆で、その通りだといふふうに言ってくれた方もありました。一



つひとつ北海道はこうで皆さんの所は違うんですよということを言っていると、それだけで時間が過ぎてしまいますけれども、産業政策と地域振興政策はどこでシンクロしていて、どこどこを別々に議論しなければいけないのかというのは、その地域がしっかりポイントを押さえて議論しているかどうかにあると思うのです。

たとえば「オラの村はダメだな米じゃ」という所は、黙っていて北海道はやっている所はすでに先発してやっていますよね。「行政が尻を叩いてもやらない所はやる気がないのだから、そんな所に税金を使うことはないんだよ」ということを国民は言っているんですよ、どうしてわからないんですか」ということを言っているわけですね。「そんなこと言ったって平さん」とかって、結構皆さんとんがって反論してくるのです。

たとえば一部の大規模農家が生き残るような産業政策では、農業が生き残っても農村が死んでしまうじゃないかというような意見に対しても、北海道は主業農家が多くて西山支庁長や松木さんの言葉を借りると、在村離農が少ないと。農村にいて離農するということのような生活環境や社会環境にない専業地帯にあつては、専業農家を何とかすることこそ地域振興政策になるんだと。兼業農家を守って地域が何とかなるのだったらそんな羨ましいことはないわけですね。うちの町と隣の十勝清水町は去年と今年で八つの小学校が統廃合になります。子どもの数を合わせても二〇〇人ないんですよ。北海道の東の特に専業農家で規模拡大が突出している地帯では、そもそも地域振興なんていうレベルではもう議論されないんですよ。専業農家を地域の産業振興とからめて何とかや

らせていこう、やっていこう、伸びていこう、生き残っていこうという政策がベーシックになかったら、地域振興なんかとてもじゃないけどやっていけないよと。それぐらい地域は疲弊し金属疲労を起こしているのです。

これが南、西のたとえば中・四国だとか北陸だとか、そういう所から見ると明らかにベクトルが違うし、対立軸にはなかなかないのですが、「平さんそうなんですか」「いやそうなんだよ」と。西や南の言っていることももちろんわかるんだけど、順番にピンとめをしていくと、優先順位を図っていけば産業政策で経営所得安定対策をやりますよというのは、前のつまり平成十二年の基本計画のその年度の変わらないうちに、もうすでに農水省の企画評価は現地にきてヒアリングをやっているのです。その当時から議論としてギアが入っていて、畑作の経営体については帯広市の寿御苑で平成十三年の二月にありました。この場所で酪農の産地の現地ヒアリングもやったのですが、酪農家は根室・釧路・十勝の組合長さんたちが出ました。

畑については北見・十勝の当時の現役の農協青年部の幹部です。

「僕らでいいの？」という話を中央会の方にしました。そうなんです「畑は僕らじゃないとダメなんです」ということです。これから二〇年、三〇年先やっていこうという人が、今どつしなければいけないか、どうしてほしいのかを言わないと、やはり議論としては進みませんよというようになことを当時から随分学習をしてきて、今ようやくその成果が出てきているのが提言書だとか、あるいは出るべき所へ出て言っべきことは言う、やってみることはやってみるんだから



ということにつながってきているのではないかと思います。

皆川課長が来られた十五年の七月は、私にとってもおそろくプロ野球ファンにとっても忘れられない日になったと思うのですが、阪神タイガースが一八年ぶりのマジックを出した日でした。一八年前の昭和六十一年は、北海道の畑作農家にとっても非常に大きなターニングポイントになりました。それは昭和六十年まで右肩上がりで行っていた管掌作物の買い上げ価格が、初めて据え置かれた年なのです。それ以降ずっと下がっています。阪神タイガースが頂点にいて、一八年間優勝しないで、皆川課長が十勝の帯広に来て新得の平や土幌の森本農場を見た時に初めてマジックが出て、その年は優勝したのですが、そのきっかけを僕はプロ野球の議論にたとえていろいろお話をします。僕はアンチ巨人ということではないですから、皆さんの中に巨人ファンがいましたら半分くらい耳をふさいでおいてください。ホームランバッターばかりの産業政策、あるいはそういう農村農業ではダメですよというような言い方がされていますけれども、僕が言いたかったのはそれでも四番バッターは四番バッター、五番は五番の仕事があると。足の速い人は一番バッターになればよいし、送りバントの上手い人は二番になればよいでしょう。

そういう自分の地域の農業のあるべき姿を自分たちで議論する、そういうプロセスを共有することができないところに問題があるのであって、府県の農家がみんな十勝の畑作農家みたいに規模拡大してばんばん現役でやれということをしているのではないということです。そういうレギュラープレーヤーのお互いの長所を伸ばすこ

とが大事なんだということを行っているのであって、必ずしも北海道のように規模拡大して専門化になって一生懸命やれと、そうじゃないとお前らプロじゃないぞということを行っているのではないということなのです。

もう一点は、松木さんもおっしゃいましたけれども、沖縄離島のさとうきびの振興政策と北海道の甘味資源のビートとでは、同じ砂糖を作っているも政策環境が全然違って、適地適作などというのはむしろ当たり前のようにやっているのです。しかし沖縄の人の所は、今年も台風がきて収穫できませんでしたというのがありますけれども、僕らの世界に「今年は雪が早く降っちゃってビートを三粒ぐらい掘り残しちゃった」なんていう話は絶対にあり得ませんよね。そういう意味では北海道でビートを作るといのは、適地適作を北海道の知事に言われたからやったとか、町長に言われたからやったということではなくて、開拓以来そういうことを自分の中に律しながら、しっかりと産地あるいは生産現場を自分たちでつくってきたんだという証なんだと思っんです。

そういうものから見ると、沖縄・鹿児島のごしよ、デンブンやサトウキビを作っている府県の委員長さんと話すと、北海道の畑作だけちよっとズルだとか欲張っているなとか言いそうで、言ってくれた人もいるのですが、この言葉に対しても私は正面からこういうお話をしています。

たとえば、今言われている品目横断が十勝や北見、石狩や後志の畑作農家の思ったような政策が導入されたって、来年から経営環境が劇的に改善するということはありませんということなのです。つまり

今ある姿以上のものを求めるのだったら、少なくとも政策環境が変わっても今以上の努力をしていかなければいけないということです。このことは府県の皆さんにも相当こたえたというから、それはそうだなと思いました。政策が変わっても北海道の畑作だけがおいしい汁を吸ってということではないよねと。その通りなんです。そのことはしっかりとストライクゾーンにいる僕の立場からも言っているわけなのかなと。だいぶわかっではきているのですが、どういうわけか全中が、また全中の悪口を言うと言田会長が人質にとられて苦しいところもあるのですが、全中もしっかりピン止めして議論のテーブルに乗ってこないという部分があるのは、実態としてこんな小さい島国ですけれども、非常に生産環境が西と東と南と北とでは全然違うんだというのを、全青協の理事という立場で東京大手町の会議に行くとき実感します。少なくとも僕の立場からはいややうではないんだ、そうなんだという話はやっていかなければいけないし、現場の盟友の方たちにもしっかりとやるべきことはやっているのだから出る所に出て言うべきことは言わなければいけないよねと。僕の後には続く盟友たちにも地ならししておかなければいけないのかなと思います。以上です。

太田原　ありがとうございます。この担い手の問題はもう少し続けたいのですが、後の経営安定対策の時間がだいぶ良い込んでおりますのでそちらのほうに移りたいと思います。末藤さん、今の担い手問題も含めて、内地の農業者との意見調整という点では農連でも相当いろいろな議論をされていると思うのですが、今の担い手問

題と、たぶん内地では米をどうするんだということがすぐきまずよね。その辺の問題を含めて、どういうふうに担い手問題と品目横断型を納得してもらうかという点での、もう少し突っ込んだお話をいただきたいと思います。

末藤 担い手の部分についてですけれども、これは今平さんのほうからもお話がありましたけれども、府県については来年から定年が引き上げられますけれども府県のほうの担い手についてはすべて今の皆様方のような形、あるいは会社の職員をやっている方が勸奨退職あるいは定年退職して、それから二〇年か二五年自分の経営をやると。そういうことで府県の担い手については、一部の人を除いてですけれども、ほぼ安定しているというのが国の考え方です。ですから担い手で一番問題になるのは北海道が第一番で、あとは府県の一部の生産法人をやっているとか大規模農家が問題だという形で今国は捉えております。

たとえば今西山さんがいる席で大変失礼なんですけれども、農政審の委員さん方に農業に関係ない人がたくさんいるということがありますし、皆川課長の話も出ましたけれども、この農政審にはそれぞれ関係各段階の生産局・経営局・振興局それぞれみんな参加するわけです。その参加した貴重な二時間あるいは二時間半の会議の中に、たとえばこんな話もありました。

プロ農業経営という言葉がよく出されるわけですけれども、どうも意味がよくわかりませんと。プロと聞くと Yankees の松井とかを思うのですが、松井が良い成績を維持するために何の支援

を国から期待しているのかというと、プロってそういうものではないでしょうねという感じですが。プロの農業経営者というのはたくさん出てくるのもよいけれども、そのイメージがよくわからないと。そこで農業の委員さんがこういうコメントを即座に答えております。誤解があつてはいけないということで、プロ農業者だって身体を鍛えている。ところが草野球場ばかりで球場がないのです。だから思い切つて打とうと思えば隣のガラスが割れるといつて叱られ、プロ農業者が困っているのです。契約金・補助金をくれなんて言っていないません。制度・政策の中で思い切つてバットが振れる、そして走れるプロの野球場ができてくれることを期待しているのです。我々が生産現場にいる段階で、何でこんな重要な審議会でこういう会話がされているのかと、誠に私は心外に思っているわけです。

そういう人が日本の農政あるいは日本の食糧を議論しているのか、農業でいう一番大事な基本計画を議論しているのかと。そう思うと本当に腹立たしくて、西山さんにはぜひやっていただきたいのですが、他の委員さんは総入れ替えだということも部長さんなどにも言ったことがあるのです。実態問題というのはそういうことだと。ですから担い手議論、品目横断議論はすべて北海道のためにやっていると言わんばかりの部分です。つい去年の暮れから運動して最終的に今年の一月に、米改革については特別措置がなされました。これについてもすべて北海道のためだと言っているわけです。従つて担い手については先ほどから出ていますように、農水省の中では今の予算を今年からまとめて七本にしました。改革の下に補助金を削

減し、三兆円を切ったわけですが、これをもつと少なくとも、その中で今までの補助金をさらに削減するための一つの改革、プロセスだと。そういう捉え方で運動しているわけです。

ですからこの部分で言いますと、決して府県の人にとやかく言われる筋合いは何もないと。日本の中のたかが北海道が四分の一生産であったとしても、この四分の一が無くなった時には、北海道州制も今議論されていますけれども、それ以上に地域に及ぼす影響や、農業関係団体や地方自治に及ぼす影響も莫大なものがあります。

そういう観点からすると、やはり農業が第一次産業だという位置付けのもとに今までできたわけですから、農業をきちんとした形で今回の見直しの中では構造改革や産業改革という部分で付加価値を高めた形、そういうものを生産から消費の段階に至るまで、それぞれ地域の中での特性を生かしながらやるべきだという考え方であります。担い手については国が一本の方針を出すのは結構ですが、それを担い手として位置付けるのはやはり地域の中において合意の中における部分ではないかと思えます。その主体になるのは専らの農業、これは農業基本法の中の二十二条にきちんと謳っているわけですから、この部分について適合する文章の下に、その線引きについては文章は国に出せばよい、その認定は地域自治体に任せるといってやっていただいて、最終的には専らの経営者ということでは主業の経営者に担い手の位置付けはすべきだと。そういう形でこれからの運動をしたいと思っております。

次に品目横断の関係です。品目横断については府県の段階においては、特に全中は山田専務も専門委員になっていきますけれども、山

田委員はこの頃は農連が行くと所用ができたということで、去年三回行ったのですが一回も会ってくれませんでした。農業会議所の中村常務もそうですけれども、なかなか会ってくれません。現実忙しいと思うので、私たちは良い解釈をしていますけれども、基本的な考え方は府県の行政、中央会あるいは農業委員会に携わる部分では何の政策にしましても北海道がほとんど持っていくという部分があります。けれども北海道をなげることはできない、しかし四七都道府県中の一道的のためにそんなに力を入れるわけにもいかないということ、本人の気持ちはどこのこのあっても言葉そのものについてはまったく玉虫色だという感じです。

この品目横断についても、今の農業予算の中でそれを配布するわけですから、決して予算が多くなるわけではありません。品目横断にしても来年もまた経営が続けられる、そういう形の直接支払をする必要があるのではないかと思っています。私たちの所はお陰さまで一年に一〇万人以上も増えていますけれども、しかし絶対数はまだまだ不足しています。担い手が多くする少なくするというのも、親の努力もあるかもしれませんが、すべて本人の努力です。農業自体が産業で他所からの支援をもらって、今までもそうしてきましたしこれからもたぶんそうだという部分では他産業並みの、あるいは他の職種並みの最低限生活できる所得を何とか確保できるシステムづくりをしなければと思っています。今生産費所得補償ではありませんので、生産費を補えるという形はできませんけれども、経営が持続できる直接支払というのを必ずしなければ絶対にダメだと思っております。



特に私たちも、農政審の委員さん、臨時委員さん、専門委員さん、特に経団連の専務さんも言めて、去年もそれぞれ意見交換と要請をさせていただきました。その前に日本経済調査協議会、経団連のシンクタンクですが、そういう所も文章の中で堂々と公表しています。日本の国を考えた時には当然貿易、WTO、FTA言めてですけども、それを度外視、今までもできなかったけれどもこれからもできない。そういう部分からすると農産物の輸入は避けて通ることはできない。しかも日本の食糧自給率については農林省はごまかしてはいまされども、四〇%という数字を保っています。その中において、この日本の国を守るために貿易収支をやって、世界とも付き合っていく中において農業・農産物はわかるけれども、農業の自給率がゼロあるいはゼロに近い形はとりたくない。これは経団連の専務が言っています。この部分は国民の理解ということでは問題がありますし、バラ撒きはダメですから、今言われている重点的・集中的は結構ですから、そういうことを考えながら今回の基本計画の中ではきちんと文章化していただきたいというのが私たち農民連盟の願いです。それに向かって少ない予算ですし時間もあまりないわけですけども、少数精鋭で効率的な運動をしていきたいという考えを持っています。以上です。

太田原 ありがとうございます。なかなかこの問題は難しく思うのですが、ちょっとここで観点を変えて、内地との議論だけが問題なのではなくて、道内でも、特に畑作農家の中から私が聞くのは、今の補助制度が一番良いのだと。それを崩して新しい品目横断に

持っていくって、果たして今の所得が確保されるのかという不安はかなり大きいですよ。そこを北海道自身を変える必要はないということになってしまつと、この話は元から崩れてしまつたのですが、その辺りについて松木さんのほうからお話し願いたいと思います。

松木 これまでいくつか作業をしているのですが、一つは道庁とか様々な機関で検討されていると思うのですが、国が言っている財政負担等の金額が昨年の「農業白書」に出てかなり大きな衝撃となって広まりました。北海道の畑作農家の経営統計の平均で言うところ、財政等負担の額と所得の額がほぼ同じではないかと。そうするとその財政等負担の助成金・補助金で食べている生活保護みたいな話になってきたのですが、北海道平均の話で地域を考えてみると随分違うだろうという話です。

一つは地域性で見ると、十勝・網走というのは粗収入の金額に占める財政等の負担の割合というのが高くなっています。これは非常に大雑把、町村別とかではなくて、支庁単位で平均的なモデルをつくってやっているわけですけども、十勝ですと粗収入に占める財政等の割合が三五%です。網走ですと、基幹三品が丸々政府管掌物に入ってしまうので、豆がないですから、五〇%ぐらいです。これが後志になると二〇%ぐらいしかないのです。一〇%あたりには三万円を越すような水準になります。後志は平均ですけども、一万円いくかないかです。上川・胆振などもそんな感じですよ。

この問題の出方というのはかなり地域的に大きくて、皆さんご存知のように後志ですと同じように馬鈴しょを作ってもでん原用ではなくて生食ですから、たぶん羊蹄山麓で営農されている方はそのでん原馬鈴しょの制度が変わるといよりは、イモの値段がどうなるかということと、そうか病が何%出るか、これで俺の所得が決まるんだみたいな話になっているところがあって、出方が大分違うだろうというのが一つです。先ほど平さんのほうからも話がありましたけれども、道東地域の畑作農家と道南のほうの農家をすつとつめていった時に、両方ひっくるめて平均的にみたいな政策というのはとれないのではないかと気がしています。

次に、制度設定のパターンというのが考えられると思います。かつて米の転作をやった時は一応基準の生産数量をおいておきましたけれども、土地面積にいくらみたいな形で、要するに畑が一畝あったらいくらというふうにボンと貼り付けちゃいましょうという単純な話なのですが、こういうやりかたもあります。ただ、今企画部会で検討されているのは、過去の生産面積と書いてありますけれども、よく読んでいくと過去の生産数量の実績で、これをベースにして支払単価を掛けてあります。この二つがあるのですが、比較して、十勝の農家の人が平均三万円ももらえるのだったら後志でも三万円欲しいという話をする、これはちょっと大変なことになります。それは所得移転と言いますか、かなりぐしゃぐしゃになるという結果が出ています。

農家の作付行動と一つのモデルにしておいてシミュレーションしました。一〇年ぐらいこの金額を毎年渡します

からみたいにしてやると何が起こるかということ、農家の人の判断基準として小麦とてん菜の収益性が落ちます。でん原馬鈴しょが高くなるように変化するのは何故かということ、小麦とてん菜の財政等負担割合が高いのです。こういうものについては財政負担が平均化されるような行動原理が働くので、収益性として小麦などが下がってくるのです。じゃあ、でん原イモを作りたいよねと。でもでん原イモはもう作れないんですね。という形で現場でかなり混乱するだろうなと。道庁さんのほうで一時、そうではなくて定期的に基準を更新していくような考え方などを検討しているというお話を伺ったのですが、私がシミュレーションした結果それが一番安定しているようです。

もう一つやってみてわかったのは、西山支庁長の話にもあったのですが、収入・保険というようなならしという話があるんですけども、その下駄の部分の置き方によってならしの効果がかなり強くなります。きちつとやると、反収変動についてですけれども、豊作年と不作年の所得変動の格差というのはぐつと詰まってきました。そうすると後は市場価格の変動をどうしていくかということになりますので、その下駄の部分をどこまで厚くできるかという話になってくると思います。ところがやっかいな話の一つあって、ふつと気がついて昨日計算したばかりでまだちゃんと読み込んでいないんですけども、当該年の生産について支払う金額というのはその年の収入に入っていきます。

生産者の立場からすると、その年の市場価格を足したものがコストを償わなかったら作らないのではないかとというふうに考えます。

そうすると最低でも自家労働とかは国からお金をもらっているからいいけれども、種代とか肥料代とか機械の燃料代はその年の販売代金とそれに応じてもらえるので賄いたいねというふうに考えて、生産費で、いわゆる費用の中の購入した部分というのを計算してやってみたら、どの作物も財政等負担を抜いた現在の価格だけだとすると費用合計は賄えないのです。ですからかなりの部分をそこに持つていかなければいけないですし、作物によっては相当いかなければいけない。特に小麦が大変です。小麦は今の財政等の負担の割合を半分ぐらいつけてやらないと、おそらく費用が回収できません。てん菜はかなりよいところになっていて、ひよことして反収が上がれば回収できるかもしれないというぐらいいいところにあります。このように作物のごぼごぼがありますから、かなり制度設計には苦労するだろうなと。私もいろいろ試算しているのですが、どういのが一番よいかという点はまだ結果が出ていないのですが、やってみてわかったのはかなり大変な作業であるということとです。

そうすると、輪作を維持していくための適正な収益性格差の幅に抑えるとかなんとかということを考えた方がいいというシミュレーションして、北海道としてはこういうふうにしてほしいというふうに言っているかないと、これを東京の人たちにただ投げて何となく一定の割合で下駄にして、一定の割合はその年の支払いとかというふうにする、相対的な混乱が起きるのではないかということとまでは解ってきいたという感じとす。

太田原 西山さん、今の問題ですね、まだそういうふうには

議論はいいじゃないと思つたのですが、今関税収入を財源しているのを一般財政に移そうという話ですから、その合意がどう取れるかですね。それから財務当局はどう考えているのかその辺りのところを、情報が無いものですからよろしくお願いします。

西山 私も委員をしているからつて情報がすべて入って来るわけではないのですが、基本的に今お話のあった財政の問題というのは今回この新しい制度のために一般財源を持つてくるかどうかということが先ず前提にありますね。持つてくるかどうか、それが一つ、今価格支持をやっている方法は調整金・課徴金、それから馬鈴しょのように抱き合わせというしくみです。小麦は国家貿易品目ですから輸入麦から下駄を履かせて国内産の麦作経営安定対策に使っている。それが今国産の麦がたくさん取れ過ぎれば赤字というふうになってくるわけですね。つまり、財源というのはどこに一回プールをして、そして国家財政として発動するかどうかという、これが大きな議論になってくると思います。

もうすぐ必要になってくるのは、馬鈴しょの関係で、せん原用馬鈴しょは一つも財源の処置はないのです。一対一ぐらいいの抱き合わせで価格支持されているという仕組みですから。そういうものをこれからつづいていくかという議論が背景としてあるわけですので、これをたとえば五人の委員でああでもないこうでもないという議論は先ず不可能なんです。財政問題を委員がしゃべるといったって、農水省だって財務省というところとどう対応して答えをだしていかかという議論になってくるわけですから、基本的には議論にならな



い。

それから先ほど先生が言われたように、これから北海道としてこういう形を主張しないと現在の営農が続けられないのではないかといいことです。そこは農政部あるいは中央会で当然計算はされておられるし、そういう直接支払の支払水準たるものについて議論をしていくということとは、これから夏から秋にかけての山場に集中して議論がいくだろうと思います。これも農水省と我がほうが話をしても財源を握っているところとの議論と、もっと大事なことは輸入課徴金のビートと精製糖というさとうきびをクリーニングしている砂糖会社との調整金というのを、果たして経営全体に使えるのかという議論もありますよね。経営全体の補填金として使ってよいのかどうかということが、当然最終コーナーでは議論になってきます。麦だっけそうですね。麦の財源を経営全体に使うてよいのかと。経営全体というのは、四品目の枠の中に使ってよいのかという議論が出てくるわけですよ。これは少なくとも企画部会の委員にそういうような交渉能力があるわけではないので、基本的に農水省と財務省との調整。それから小麦の製粉会社、砂糖については輸入砂糖をクリーニングしている製糖企業、そういうものとそれを所管している農水省が議論をして、将来とも安定した農業経営を日本に根づかせるんだということを理解していただかないと、この話は成り立たないといことです。今太田原先生が言われたように、ここまで資料として書かれているものに魂を入れるという作業は、ものすごく大変な作業です。

それから、農業者が再生産ができるのかどうかということですよ。

北海道の立場から言えば再生産ができる水準に維持できるということは、北海道内一丸となってこれから働きかけていかなければならないし、仕組みもシミュレーションも自らしながら提案をしていくということは大事ではないでしょうか。ここで先生が言われたような話を議論しても、仮定の議論ですつといきますので、この時期ではなくてもこういう場が夏頃、それも十七年の予算の時に十九年産に向けてですから、いずれにしても法律改正は十八年の通常国会といっていますから、その都度まだまだ何回も議論が行なわれるというふうに理解をしたほうがよいのではないのでしょうか。もし一〇億当り二万円とか五万円とか三万円とか数字が出ていたらもっと議論になるんですけども、これ以上議論にならないと思います。

太田原　よくわかりました。表向きの議論にはまったくなっていないけれども、実は大きな問題があるということですね。最終的には平成十九年の概算要求で表に出てくるわけですが、それまでに北海道として何をやるかということが今問われているんだろうと思います。そういう財政問題を言めた大きな問題があるために、なおのこと府県の農業者との回結というのは保障されなければならぬわけですね。なかなかこれは難しい、聞けば聞くほど大変だという感じがします。

それでもう一つの柱がこの環境資源問題なのですが、幸いなことに会場の、中央会の伊藤さんから資源保全政策についての質問が出ております。これを最初に取り上げてこの問題に入りながら、質疑

応答に切り換えていこうと思います。伊藤さん、直接質問いただけると有難いのですが。

質問者 ではこちらのほうからご質問させていただきたいと思えます。農連の副委員長さんのほうから品目横断なり経営安定対策の話がありました。もう一つ直接支払を梃子として水なり農地をきちんと守っていくということを目的として、地域資源保全政策といいますかそういうことが議論されているわけです。その議論が府県の水田農業中心でたとえば水路の保全ですかそういうことが中心に議論されているのですが、北海道の畑作なり酪農地帯でイメージして湧いてくるものがないということがあると思います。そういった中で今後北海道として政策を要求していくことも必要なのですが、特に畑作における地域資源保全政策を、こういった形で考えるべきかといったことを非常に悩んでいるものですから、それぞれお考えをお聞かせいただければと思って質問させていただきました。

太田原 ありがとうございます。今の質問の主旨は非常に明瞭だと思のですが、それぞれお答えいただけますか。先ず平さんからお願いします。

平 この話も農協青年部の組織討議の中でまとめてありますけれども、たとえば水路だとか用水に対してのメンテナンスというディテールと、酪農・畑作の生産環境にあるたとえば道路・畦のあるいは法面の草刈りがどうなんだこうなんだというお話も、北

海道にあっても非常に生産環境が多岐にわたっているのかなかなかまとめ切らなかつたのですが、少なくとも提言の中でここだけは押さえておきたいというのは、国民の共有財として農業の多面的機能及び農業資源が管理・保全されているということは、産業政策の充実から地域の農業振興の結果として図られていると。つまり農業を一生懸命やったその結果として農業保全がされているという順番でないと、それに税金を使うというのは国民が納得しないでしょう。草刈りをしたから補助金をくれたとか、農業用水のメンテナンスをしたから助成をしてくれという順番ではないですよ。この辺の話はちょっと温度差があるのですが、「僕らしっかり作っているよ、やっているよ」と。その結果として農業の環境資源やあるいはメンテナンス・保全が保たれているのだから、その結果を国は正當に公正に評価をして、そこに補助、支援、あるいはメンテナンスにかかる予算をつけてくれというようなことでまとめてあります。

ここから先に進まなかつた一つの理由は、環境に対する取り組みというのが非常に広いということです。なかなか複雑でどこまでが僕らの仕事で、どこからどこが行政の仕事なんだと。そういう部分の境目が非常にフアジーというかボーダーが非常に大きいという点では、農業者の持っている私たちの生産現場にいる生産者が考えなければいけない。これから啓発する部分のほうがむしろ大きいのではないのかなというように、またこれは発展途上ですからまだまだ僕は勉強しなければいけないことなんだろうなと思えますが、とりあえずそういう順番だけははっきりさせておいたほうがよいの



ではないのかなというふうなことです。以上です。

太田原 ありがとうございます。末藤さんのところでは相当環境問題との関わりが議論されていると思うのですが、よろしくお願ひします。

末藤 環境問題については農業が持っている多面的機能ということが基本法の中の三条に書かれていますし、そういう多面的な機能を持つ農業が持続的な発展をしなければならぬということも四条の中に書かれています。我々は、あくまでもこの多面的機能については、この基本法の中で議論されて明示がされているということは、当然基本法に沿ってこの多面的機能を農業者がきちんと守る、つまり環境に負荷をかけないような資源循環型の農業生産をしていかなければならない。そういうことではエコ農法とかクリーン農業とか、北海道でもそれぞれやっている方たちがおられるわけですが、そういう方たちに対しては少なくとも耕作面積に対しては直接支払ということで、そういう制度を創設すべきだということもあります。

また土地改良の部分ですが、これは今水田を中心にいろいろもめていて議論がありますけれども、しかし農業が持つ多面的機能も含めて道路や水路・排水路についての公共的な部分については、当然農家負担をなくするということは当然でないかということ、これについては全額公費負担にすべきだという主張を繰り返しているところですよ。

あとは冒頭にもお話をさせていただきましたけれども、農村あるい

は農業が持つ機能に対して当然外部経済効果というものがあられるわけですが、これに対してはそれを適切に維持・管理している全農業者に対して耕地面積当たりの直接支払は当然すべきではないかということでご議論しています。この直接支払の部分、それから、農業が持っている多面的機能の部分が農政審の中で最初は出たのですが途中でなくなったということ、これについては大いに西山さんにも文句を言いたいところです。どちらにしましても、日本の中において農業がなくなることはないわけです。しかし農業がどんとん地域から減少していく、荒廃していくということは、ただ単に地域経済のみならず日本の国土保全という観点からしても、当然大きな社会問題になるということは、それぞれ農業者はもちろんですが、これも関連の皆さん方もご承知していただいて、これは重要問題だということ位置付けで今後取り組んでいただければと思っています。以上です。

太田原 ありがとうございます。私の見解も一つ付け加えさせていただきますと、伊藤さんのご質問の北海道畑作における資源保全政策のあり方というふうに限定して考えると、さきほど平さんのほうから、この話がそもそも平成十四年の十勝からの輪作助成金の要求から始まったということでも非常にはつきりしているように、長い期間をかけて築き上げてきた今の北海道の四年輪作体系を基本的に維持することがまさに北海道畑作における資源保全政策ではないかと考えております。その輪作を構成している一つひとつの作物が今WTOで非常に危ないという中で、だからこそ品目横断的な助

成が必要なんだというふうには理解しております。

西山 伊藤さんのご質問の主旨は、資源保全施策というのは水田地帯の用水を含めた水田農業地帯の施策に限定されるようなことについて、北海道は畑作・酪農地帯・畜産地帯もあるけれどもそれはどうなのか、というご質問だったと思います。将来、農業地域への支援策というのはこれからどう展開されていくかというのは、私が一番最初に申し上げたように、日本というのは初めて今回直接支払という地域支払的な発想がやっと芽生えたのです。

ヨーロッパでは一〇年、一五年の歴史を経て進んでいます。従って今回のスタートの資源保全対策とか農業生産環境施策というのは、まだつぼみの小さいものだということですが、資源保全が水田農業だけということではなくて、十七年度に調査をする中身には水田地帯以外に土地利用型作物を生産する畑作地帯、それから酪農・畜産関係の地帯についても地域資源というものと地域との関わりというものを調査してみて、それについて地域ぐるみの支援策が必要だということが判明したら、その施策として講じましょう、という動きがあるということをご理解していただきたいと思えます。

それから十七年度に地域資源保全の実態調査を全国で四〇〇地区やることになっています。北海道は一〇地区でやることになっておりまして、酪農・畑作、その中に野菜も入っていました。そういう資源保全実態調査を、北海道の一〇地区の中に酪農と畑作の率のほうが高い調査を十七年の四月からやることになっております。いずれにしても、私も一回四月頃に質問をした水田地帯に特化した資源

保全の施策というのはいかかなものかということも言っておりますので、その辺農業全般にわたった資源保全対策というものが、中身はヨーロッパのような仕組みではないですけれども、その芽が出ているということですので誤解のないようにお願いします。

太田原 ありがとうございます。

質問者 質問させていただきます。空知から来ました水田と畑をやっている認定農業者です。今日のお話をうかがっています、正直言ってお話がちょっと分かりずらかったのですが、担い手の話が中心でしたので私としても整理して持って帰りたいので伺いたいと思います。

先ず、認定農業者にはなっているのですが、私たちの町では平成十一年に七〇〇万円の所得目標、平成十六年には五〇〇万円ぐらいの所得目標で認定農業者になりました。それで新たな経営安定対策でこれからの方向をいろいろと皆さんご議論されているわけなんです、私もかつて農民組織に関わったことがあります、どうしても頭のすみっこにあるのはヨーロッパのデカップリングとか言われる直接補償のようなものができてくるのかなと思っていたのです。でもまだそこまでいかないようなんですけれども、今の経営安定対策で目指すところのは米なら米、畑作なら畑作、麦とか大豆に今までのように一俵当りいくらと上乘せする政策プラス品目横断と言われていましたけれども、作付面積にも上乘せするよと。それからならに云々ということがあって、でもまだ例えば五三〇万円だとか

七〇〇万円だとか、そういう所得を、輸入が極端に増えて価格が暴落した時にその所得目標に消えた分を補填するところまではまだいっていないのか、いずれは目指してくれるんでしょうけれども、先ずその辺を伺いたいと思います。

それと、あまり単純な議論で恐縮ですが、所得という場合に、私たちは農家ですから確定申告書を一生懸命作っているのですが、確定申告書で書く所得というのは収入から経費を引いたのが所得です。その場合に所得に乗ってくるのは実額の小作料というのが経費としてみられます。

ところが農林省の統計情報事務所やっている農業所得とか農家所得という場合には、実額の小作料ではなくていわゆる地代というのが経費となってくるわけなんです。税申告上の所得と統計情報事務所やっているところの、私たちが一般的に使う生産費とか農業所得・農家所得というのはそもそも別物なんですよね。ところが今言われているところの規模拡大云々という時には、どこかに落ちていたお金を使わない限りは借金して農地を増やしていくわけなんです。増やしたものは当然借金を返していかなければなりませんよね。その借金を返していく時の利子は経費となります。

ところが元金の償還というのはどういうふうに扱うという、その時点をはっきりさせておかないと、例えば今水田地帯でうちのほうで四〇万円の水田価格なんです。それを例えばスーパー、元利均等払いで二五年で払ったら二万円ぐらいになるでしょうか。一方統計情報事務所で行っているところの地代も似たり寄ったりなんです。そういう意味では今の地代だったら使いやすいくということなのです。

が、かつて私たちのところでも一〇〇万円ぐらいの農地の値段で規模拡大している人がいっぱいいるわけなんです。元金を払っていかねばならないので、そういう人たちにとっては今本当に辛いんですよ。そして先ほど水田地帯なら二〇〇ぐらいというのが議論されていたみたいですが、まだそれに満たない人がさらに規模拡大ということになるとまだまだ大変です。

それで今回の経営安定対策の目指す方向として、どの辺を目標として議論されているのか。端的に言えば土地の借金を返しながら他産業なみの所得を二〇〇ならのできる方向を目指しているのか、またそこまではいつていないんだよ、その二つか三つ前の段階なんだよということなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと先ほどから引つかかっているのは、畑と水田と区別して考えているわけなんですけれども、北海道には私のように畑と田んぼと両方持っている農家もいっぱいいるわけですよ。そういう人の分をどういつふうに考えたらよいのかということも言めてよろしくお願いします。

太田原 最初から説明しなければならぬような部分もありますけれども、松木さん答えてくれますか。

松木 いくつかあったので全部フォローできないかもしれませんが、一つは農家の所得をどう考えているんですかみたいな話だったと思います。例えば農地購入代金で元金を払う時に、計算上はそれは費用には入らない形で所得計算されていると思うんですね。ペー

スになっている五三〇万円という議論は、おそらく他産業従事者が四〇年働いてほしい二億四千万円ぐらいという話です。それを四〇で割って五三〇万円ですので、税申告をしているようなベースの所得になっているのだろうと思います。

大事な点は一番最後に言われたところで、とりあえず北海道の水田地帯について現在の政策の変更をどう考えるかということなんですけれども、私は水田に関しては、府県もそうなんですけれども、今の稲穂とか産地作り交付金との関係とこのをきちんとして整理しないとイケないと思います。土地に直接貼り付けるという形ですと数十年間やってきたんですね。何をしようが作る物によって加算しますよというのがベースであって、それは直接支払だったのではないですか。その直接支払の上に今の麦代金なり豆代金の縦についているやつをもう一回横に二重につけるといって、非常にわかりにくい話になっているのではないのでしょうかという気がしています。私はその整理をきちんとして、畑作専業地帯に関して縦のものを横につけるのだったら、同じ麦・大豆だからやはり横につけたよといつて二段構え三段構えで横に重ねていくような形で、すぐく政策・制度がやっている農家の方から見てもどうか、私自身が今の稲穂とかなんとか全然よくわからないことがいっぱい出てきているのですが、解らなくなっちゃっているのではないかなという気がしています、といつべうらしいかお答えできません。

西山 先ず経営の中に水田と畑があるという場合は、水田と畑作で今日のご説明をしたけれども、そういう場合はどうなるかとい



う非常にわかりやすいご質問なので、畑作の方も畑酪農がありますし、水田の方も野菜作がありますよね。そこで認定農業者というのは経営全体でどれだけの所得を目指していくかということを押さええるにあたって、たまたまわかりやすく水田と畑作でモデルをご説明しましたけれども、実際の農業はそれが一緒になっているわけですから、二〇畝だとか二五畝という目安は畑作なら畑作四品目、水田は米と二品目という非常にシンプルな事例で面積というものが示されています。

しかし実際は五三〇万円という、五三〇万円がこれから固定されるかどうかというの議論なんですが、一般のサラリーマンが一生で稼ぎ出すものを割り返したら年間五三〇万円だろうという数字を経営の中で確保できればよいわけです。もし水田と酪農の経営を一つの経営体としてやっている場合に、はじぎ出す所得が五三〇万円であって経営面積が一五畝であった場合でも、その場合に水田の転作で麦・大豆が作付されていけば、今回の直接支払の対象になると。畑作も酪農と畑作で経営されていて五三〇万円という、これは固定されたものではなくてこれから議論になると思いますけれども、それ以上を生産されている人は畑作で四品目を作付けされている場合は、この直接支払の対象になってくるということだと思います。

それから認定農業者として七〇〇万円あるいは五〇〇万円とかという将来の数字が年度ごとに違うという議論がありました。今回は担い手を認定農業者または認定農業者として期待できる人を、その作業を認定する市町村が今回の担い手の年間所得を五三〇万円というふうに決められた場合に、それを実現する農家であれば担い手

となって直接支払の対象者になるという流れです。認定農業者の仕組みも現行を改善していくこと、見直していくことということで、十九年産に向けて、まだ十七年、十八年あるわけですから、具体的な細かい作業が出てくるということです。

太田原　まだまだ議論としては生煮えなのですが、残念ながら時間になりました。最後までお付き合いいただいております。ありがとうございました。この問題は本当に議論が始まったばかりで、今日のお話においてもまだまだ大きな山場がこの後にもいくつかあると。特に十七年、十八年ということで具体的な作業が進むわけです。基本計画部会でも今西山さんが二四対一で頑張っているけれども、西山さんは三月で終わりたいと。そうすると四月以降はどんな議論になるのかというのも大変心配です。

それから当然WTOの進行に大きく影響されます。そういうことで今日のこのシンポジウムは、問題の輪郭を皆さんで確認したと。特に北海道にとつて大変な問題がたくさんあるということを皆さんで確認したということで、引き続き当研究所としても研究を続けていきたいと思えますし、今日西山さんがおっしゃったように、こういう全体で議論するような場もこれから節目ごとにきちんと設定しなければならぬと強く思いました。皆さんで議論していくスタートとして、今日は大変良いスタートができたと思っております。講師の西山さん、パネリストの皆さん、最後までお付き合い頂いた参会者の皆さんに厚く御礼申し上げます。今日のシンポジウムを終わりたいと思えます。ありがとうございました。(拍手)